

法科大学院認証評価

自 己 評 価 書

神戸学院大学大学院実務法学研究科実務法学専攻

平成20年6月

神戸学院大学

目 次

I	対象法科大学院の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
	第1章 教育目的	4
	第2章 教育内容	8
	第3章 教育方法	16
	第4章 成績評価及び修了認定	23
	第5章 教育内容等の改善措置	33
	第6章 入学者選抜等	39
	第7章 学生の支援体制	51
	第8章 教員組織	62
	第9章 管理運営等	76
	第10章 施設、設備及び図書館等	89

I 対象法科大学院の現況及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

神戸学院大学大学院実務法学研究科実務法学専攻

(2) 所在地

兵庫県神戸市長田区西山町2-3-3

(3) 学生数及び教員数（2008年5月1日現在）

学生数：99人

教員数：専任 18人（うち実務家教員4人）

兼任・兼任 22人（うち実務家教員6人）

2 特徴

本法科大学院は、「地域密着型のホーム・ドクター的法曹」、すなわち、あくまでも市民の目線に立って、地域社会で発生する多種多様な法的ニーズに親身になって対応する法曹を養成することを理念・目的とする。これは次のような認識に基づくものであり、「真理愛好・個性尊重」という神戸学院大学建学の精神に則った教育方針を実践することが法科大学院にも求められていると考えたからにほかならない；まず第一に、わが国の社会が透明性・明確性・可視性に優れた法基準による紛争解決の社会（いわゆる法化社会）へと漸次移行していること。次に、地域社会に生活基盤を持ち住民の心の機微を察し人間関係を大切に地域コミュニティを活かしつつ、そこに生起するさまざまな問題や紛争を的確に法的に解決する、高度な法的思考力と専門知識を有する「地域志向の知性あふれる法曹」の輩出が不可欠であると考えられること。

この理念に基づき、本法科大学院の教育（入試を含む）および管理運営は、事前に明確に示されたルールに従い、これを適正かつ公正に実施している。また教育等の成果の不断の分析・検討により、設置目的の達成につながる最善の教育内容や教育環

境へより一層の充実を追求し、ルールをも含めたさまざまな改善に取り組んでいる。とりわけ、教育に関しては、本法科大学院の教育システムにおける基本ルールに従い、教育（授業）目的、教育方法および成績評価方法をシラバス等で事前に明示したうえで、これを遵守して授業を運営し、厳正かつ厳格に成績評価を行っている。教育効果・教育手法に関しては、すべての授業科目の教員の相互の授業参観・教育方法研究会等でのさまざまな指摘を通じて、また、学生による授業評価アンケートに対しては、教員のコメント等を通じて、授業改善の指針として役立てられる。また学生から教育環境も含めたさまざまな要望等を聞く機会を定期的に設け、要望に沿った改善もなされている。

本法科大学院教育の主眼は、問題・主張の本質を識別する分析力を養い、論理力を習得するための思考方法を鍛錬し、智慧を獲得することにある。このような法曹養成のプロセス教育としての成果である「智慧の獲得」のために、各法領域で到達目標に応じた年次進行計画に基づき、教育目的の達成に最適な教育方法を選択するとともに、講義形式から対話形式やロールプレイ形式など多様な教育手法を取り入れている。また、1年次より、指導担任制やチューターによる指導体制を導入しており、2年次以降はクラス規模が少人数化（20名程度）され、さらにきめ細かな学習指導等がなされる体制を整えている。教育環境は、専用のキャンパスに法廷教室等を備え、法科大学院専用の図書や24時間利用可能なITでの文献検索など、自主学習の効率化を推進し、法科大学院全体としての教育効果の向上を図っている。経済的バックアップとして、本学独自の奨学金制度を設けるとともに、神戸学院大学同窓会奨学金を含めたいくつかの貸与制度を用意している。また、社会人等多様な人材を確保するために、長期履修制度を採用している。

Ⅱ 目的

1 教育上の理念・目的

(1) 教育理念 本法学大学院の教育理念は、「真理愛好・個性尊重」、すなわち、既成の枠組みにとらわれない、自由で個性豊かな人材を生み出すことを大学の目標とする、神戸学院大学の建学の精神に基づき、自由で個性豊かな法曹の養成、つまり、正義と平和と自由への貢献、自立と共生への貢献、そしてそれらを通して地域社会に貢献する市民のための法曹の養成にある。

(2) 教育目的 この建学の精神に基づく教育は法曹養成においても重要な意義を有する。そこで、本法学大学院は、司法制度改革の一環としての法曹養成プロセス教育の趣旨に基づき、建学の精神を活かした法曹養成教育の実施を目指す。その法曹養成教育の主眼は、事物の明確な認識に基づく正確な選択力、および高度な創造性と論理性を備えた思考力を習得できる思考方法、すなわち智慧を獲得する教育である。法曹がさまざまな問題につき個人の判断による適切な解決を求められる以上、常に事象を正確に捉え最善の解決を思考し生み出す力を、自ら学び自ら解決するなかで、進展させることのできる思考方法を身につけていること（すなわち智慧）がもっとも肝要である。したがって、本法学大学院の教育目的は、法曹としての高度な専門的知識の習得と並んで、この思考方法の体得に重きを置く。法曹という立場にある人材の智慧ある判断が正義・平和・自由・自立・共生への真の貢献をなすものである。

2 育成の理念とする法曹像

本法学大学院は、兵庫県西部地方および中国・四国地方における弁護士過疎地域の解消の必要に応えるとともに、大規模災害の経験から地域社会において法的サービスを十分に受けられずに困窮する社会的弱者への法的サービス拡充を実現するために、育成の理念とする法曹像として「地域密着型のホーム・ドクター的法曹」を掲げる。「地域密着型のホーム・ドクター的法曹」とは、あくまでも市民の目線に立ち、地域社会で発生するさまざまな法的ニーズに対して親身になって対応・解決する法曹である。そして、本法学大学院が立地する神戸というエリアは、日本が開国以来主要な港湾都市として機能し、世界各国とのつながりを色濃く反映する国際都市である。また、そのため大企業から中小企業や零細企業まで多数立地する、優れた経済都市でもある。したがって、地域社会や現代社会の構造を注視してそこに生じる複雑な紛争を解決できる、法的専門性を兼ね備えた、「地域密着型のホーム・ドクター的法曹」のニーズは高い。

この理念とする法曹像は、思考方法の習得という教育による成果として、「智慧ある法曹」をその内実とする。智慧ある法曹は、事象を正確に捉え最善の解決を思考し生み出す力、分析的に見れば、いずれも高度な、事物の認識力、情報選択力、創造力および自己統御力の統合体を備える人材である。

3 教育システムの特徴

(1) 教育システム 法曹養成プロセス教育として、横軸（法領域や科目群の相互作用）と縦軸（各法領域における積み上げ作用）とをつむぐ教育システムが実施される。横軸として、法律基本科目群・実務基礎科目群が、理論と実務とを架橋しつつ、法曹として必須の高度な法的知識を習得させその展開として問題解決力を鍛え、また法曹としての職業倫理を身につけさせ、展開・先端科目群においては現代社会における専門技術性の高い法領域での理論応用性を習得させ、基礎法学・隣接科目群では社会や法を見る眼を養う。縦軸として、それぞれの法領域において積み上げ教育の成果を上げるために、学年進行に伴う各学年における到達学力を想定しその達成を目指した教育方法や手法を練り、上級年次に配当される授業科目は前提とされる学力に基づき、いかにそれを伸長させるかという観点で教育内容や方法を工夫している。

(2) 教育方法 各授業科目においてその授業目的（当該年次において習得を想定される学力の設定）を明らかにしその目的達成に向けた教育方法を組み、その授業サイクル（予復習を含めた学習のあり方）を事前にシラバス等において明示している。教育方法は、「講義+質疑応答」形式から「ソクラテス・メソッド」形式やロールプレイ形式など多様性に富むが、「智慧のある法曹」養成という教育目的に鑑み、対話を通じて本質と非本質とを分ち観念を他の観念で修正・補足する思考活動により事物の本質を把握させる教育方法であるソクラテス・メソッド形式を重視し、2年次以降の総合科目を中心に、かつ1クラス最大20名程度の少人数体制でソク

ラテス・メソッドによる授業を実施している。

Ⅲ 章ごとの自己評価

第1章 教育目的

1 基準ごとの分析

1-1 教育目的

基準 1-1-1

各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

（基準 1-1-1 に係る状況）

本法科大学院は、法曹人としての知識と能力を獲得するために特化した教育を行うという法科大学院の創設理念の下、「地域密着型のホーム・ドクター的法曹」を育成するという目標を掲げ、独自の教育目的と方法を展開している。現在においても複雑多岐な構造にある社会は、今後ますます法化社会化するなかで一層多様化することが予想される。

そこで、これからの法曹には、自ら学習することで得られる知識とともに、これを生み出す過程で身に付く思考が、社会的紛争の本質を見抜き、解決に導くような力量に結実することが求められる。とりわけ、生活領域で発生する様々な紛争は、従前の法を適用するだけで解決に至るといったことは少なく、そこには「智慧」が要求されることになる。

本法科大学院の教育が目指す「智慧」とは、こうした思考プロセスで獲得される主体的判断力を意味するものであり、その獲得のために、本法科大学院では、理論的教育と実践的教育とを体系的に積み上げかつ相互に架橋させた教育システムを実施している。

成績評価については、本法科大学院の教育システム全体における各授業科目の位置づけに照らし、授業科目ごとに修得すべき学識の最低基準が設定されている。これを可否の絶対評価基準（60 点／100 点）とするとともに、相対評価である成績評価ランク（秀・優・良・可）については、人数配分目安を示してこれにできるかぎり合致するように確認・注意喚起を行っている。成績評価は客観的に示された評価基準に照らして厳格に行われている。修了認定は所定の単位修得がなされていることをもって行っている。（必須資料「シラバス」、「別紙様式 1」参照）《資料 1-1、資料 1-2 参照》

資料 1-1 「実務法学研究科の教育目的」

（1）実務法学研究科の教育目的

本学実務法学研究科が育成しようとする法曹像は、社会の法化社会化の牽引車としての役割を果たし、また、市民に合理的で公正な法的サービスを提供しうる、みずから思惟をめぐらせることのできる「智慧ある法曹」であり、地域で発生する法的ニーズに親身になって対応できる「地域密着型のホーム・ドクター的法曹」です。ここでいう、「智慧ある法曹」とは、事物の明確な認識と予知能力、正確な問題発見・解決能力（洞察力、合理的選択能力等）、高度の創造力、自己統御力を兼ね備えた法曹のことです。

（出典：「履修の手引 I（2008 年度）17 頁」）

資料1－2

(1)成績評価について

定められた授業期間の講義、演習等に参加し、試験を受けたり、レポート等を提出したりすると、これらについて学期または学年の終わりに「実務法学研究科規則」第9条に規定された評価（秀・優・良・可・不可）、科目によっては、N認定（合格）が与えられます。

なお、成績評価は、まず、合格か不合格かを絶対評価によって判定します。ついで、合格した者には相対評価に基づき秀・優・良・可の成績評価がなされることになります。秀・優・良・可の比率は、およそ 10％・20％・50％・20％です（この配分比率は絶対的なものではありません）。

（出典：「履修の手引Ⅰ（2008年度）7頁」）

基準 1－1－2

各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準 1－1－1 に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

（基準 1－1－2 に係る状況）

本法科大学院の教育理念ならびに目的は、法科大学院案内および・法科大学院ウェブサイト（<http://www.ls.kobegakuin.ac.jp/~ls/>）にも掲載して広く公開している。また、法科大学院に関する情報を提供する際には、教育目的および教育方法に関する説明を行っている。新入生に対しては4月ガイダンスにおいて、教育理念、目的を説明し、在学生についても毎年全学生に配布する履修の手引Ⅰにおいて、こうした内容を明示している。さらに、学生の様々な進路に応えるべく履修の手引Ⅰには、「履修モデル」を示し、応用・選択科目の選択に資するように配慮している。また、履修モデルは本学の教育概要としてウェブサイト（http://www.ls.kobegakuin.ac.jp/~ls/curi_2.html）でも公開している。

本学においては、厳格な成績評価を行うことが教育方針の一つとなっており、この点については、学生の GPA 評価を行っていることや進級状況からも明らかであるといえる。

開学初年度入学者のうち既修者1名、未修者3名が平成19年度新司法試験に合格した。このことは3年の教育に一定の成果があったことを示すものである。《資料1－1 参照》《別添資料1「履修の手引Ⅰ（2008年度）」、別添資料2「法科大学院案内（2009年度）」、別添資料3「法科大学院ウェブサイト」、別添資料4「ガイダンススケジュール」、別添資料5「ガイダンス配布資料一覧」参照》【解釈指針1－1－2－1】

2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点

本法科大学院は、事象を正確に捉え最善の解決策を思考し生み出す「智慧ある法曹」を育成するとの理念のもと、法曹としての学識と素養の涵養にとどまることなく、プロセスを重視した教育システムを構築することを目指してきている。教育の方法については、組織的に検討するとともに、各担当教員が様々な工夫を凝らすこととしており、その成果を検証しながら発展させている。

改善を要する点

本学の教育の基本が思考プロセス重視教育にあることは学生にも周知徹底に努めているが、特に1年次生においてはこのことの意味が十分に理解されず、出来上がりの結果を重視する傾向が少数ながら見られる。ガイダンス時のみならず普段の教育において、思考プロセス重視の意味を認識させるより一層の努力が必要である。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

（基準2-1-1に係る状況）

本法科大学院は、「智慧ある法曹」養成という教育目的の達成に向けて、①専門的法知識の理解を通じた教育と、②法律論における思考プロセスの展開を通じた教育との2つの教育技法を用い、それぞれのより具体的な教育目的に合致した教育方法を創意工夫する授業科目群によって、法学部での教育とは完全に分離された教育課程を構成し、理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるように編成している。

①専門的法知識理解型教育は、基本的あるいは応用的で専門性の高い法知識（理論・原則）を事例に適用し、解決へ導くまでの訓練を通じて、問題の本質を把握するとともに、的確な判断・解決をなす力（＝智慧）を養成する。法律基本科目群基礎科目、基礎法学・隣接科目群および展開・先端科目群に配置される授業科目がこれを用いる。

②思考プロセス展開型教育は、難解な事例の自学自習による問題解決につき対話により論理的精査をなすことを通じて、法曹としての高度な資質の鍛錬および実務感覚の涵養を図るとともに、論争・主張の本質を速やかに捉え的確な対応をなすように智慧を鍛錬する。法律基本科目群総合科目に組まれた授業科目がこれにあたる。

教育方法については、本学実務法学研究科が思考プロセスの展開から生み出される智慧の修得を教育目的とすることから、本来のソクラテス・メソッドを教育方法として最も重視する。この教育方法による授業科目を中心にカリキュラムが編成されている。ソクラテス・メソッド方式の授業は2・3年次に配当されるが、この講義が実際にその教育効果を遺憾なく発揮するために、1年次の講義においてレクチャー方式に質疑応答方式を加える形態を採り、1年次終了時には質疑応答によって講義が進行できる程度にまで学生のレベル・アップを図っている。

1年次は、法学未修者に、専門的法知識理解型教育によって、基本的な法分野における必須不可欠な専門的知識や基本原理の習得に努めさせつつ、1年次終了時には自学自習が可能となっているように、法情報調査能力や論理的文章表現力、さらには質疑応答を通じた論理展開力を修得させる。

2年次には、思考プロセス展開型教育によって、法曹として実務にも対応できる高度な法的思考力、問題解決能力や高度な職業倫理観に基づいた職責遂行能力を育成するために、ソクラテス・メソッド方式の講義における徹底した理論探求と法的論理思考訓練を積み重ねる。

3年次は、2年次教育の延長として、理論と実務との架橋となる教育内容とソクラテス・メソッド方式やロールプレイ方式をもって、より実践的に法曹としての職責を全うできる事実分析・推察能力や創造的解決能力、およびクライアント等とのコミュニケーションを円滑に図る能力を鍛え、同時に法曹として社会にアピールする高度な専門性あ

るいは包括的な総合性を習得させている。(必須資料「シラバス」、「別紙様式1」参照)《資料2-1参照》《別添資料1「履修の手引I(2008年度)」、別添資料6「法学部履修の手引」、別添資料3「法科大学院ウェブサイト」参照》【解釈指針2-1-1-1】

資料2-1 「実務法学研究科カリキュラム編成の基本方針」

(2) 実務法学研究科カリキュラム編成の基本方針

「智慧ある法曹」を育成するため、本学実務法学研究科のカリキュラムは、講義(レクチャー)方式を基本としつつそれに質疑応答方式を加味した授業方法によって行われる、法知識を習得するための法律基本科目群・基礎科目、基礎法学・隣接科目群および展開・先端科目群の各授業科目と、ソクラテス・メソッドによって行われる、難解な事例の自学自習解決とその対話を通じた論理的精査によって法曹としての高度な資質の鍛錬と実務感覚の涵養、すなわち思惟展開能力の修得を目指す法律基本科目群・総合科目、実務基礎科目群とによって構成されます。また、「地域密着型のホーム・ドクター的法曹」を養成するため、フィールド・ワークや実地研修等を通じた現場主義教育手法も組み込まれています。

本学実務法学研究科のカリキュラム編成は、基本的に、3年間(法学既修者の場合は2年間)を通じてのプロセス教育を実施することを前提とし、各年次における教育上の修得目標を設定し、この修得目標に適合的な授業を各年次に配当することによって、3年間(または2年間)で、法曹としての職責をまっとうすることのできる事実分析能力・推察能力、創造的紛争解決能力、クライアント等との高度なコミュニケーション能力、社会に対してアピールできる高度の専門性・包括的総合性、鋭敏な人権感覚を身につけてもらうことを基本方針としています。また、法領域ごとに、年次進行に応じて、専門的法知識の習得・定着を目標とする授業科目から、順次、高度な論理的思考能力やコミュニケーション能力の獲得を目標とする授業科目へと移行する厳格な積み上げ方式に基づき各授業科目が配当されています。

本学実務法学研究科の教育目的とカリキュラム編成の基本方針を達成するためには、入学初年度から、明確な目的意識と計画性を持った授業科目の履修が必要となります。

なお、本学実務法学研究科では、上記の教育目的をより効果的に実現するため、各授業科目において徹底的な少人数教育を採用しています。講義方式による授業科目においては1クラス概ね50名以下(上限60名)とし、特にソクラテス・メソッドによる演習方式の授業科目では1クラス概ね20名未満で授業を行うこととしています。それだけに、授業に臨む際には、事前課題(ホーム・ワーク)等による徹底した予習をしていただくことが必須条件となります。

(出典:「履修の手引I(2008年度)17頁」)

基準 2-1-2

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2-1-2 に係る状況)

本法科大学院の授業科目の構成は、法律基本科目群、実務基礎科目群、基礎法学・隣接科目群および展開・先端科目群に大別される。また、法律基礎科目にあたる科目が他の科目群に含まれないように科目を編成している。(必須資料「シラバス」、「別紙様式 1」参照)《別添資料 1「履修の手引 I (2008 年度)」参照》【解釈指針 2-1-2-5】

(1) 法律基本科目群には、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目が配置されている。基礎科目系と総合科目系と段階を追って、実務に共通して必要とされる基本的な教育内容になっている。基礎科目として憲法 I・II・III、行政法、民法 I・II・III、会社法、商法、民事訴訟法、刑法 I・II、刑事訴訟法を、総合科目として公法総合 I・II・III、民事法総合 I・II・III・IV・V・VI・VII、刑事法総合 I・II・III を、それぞれ開設している。《別添資料 1「履修の手引 I (2008 年度)」参照》【解釈指針 2-1-2-1】

(2) 実務基礎科目群は、法曹としての技能および責任その他の法律実務に関する基礎的な分野であり、実務経験を有する教員(最高裁からの派遣裁判官を含む)が担当し、法律基本科目や応用・先端科目等との連携のもとに、法律、判例および法理論の運用について学ぶものである。本科目群は、実務家としての具体的な主張・立証方針や実際の立証活動等のあり方の修得、法曹としての高度な職業倫理観の養成など、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい教育内容になっている。

民事訴訟実務 I・II、刑事訴訟実務 I・II、法曹倫理、民事訴訟実務特別講義、企業法務、エクスターンシップを開設している。《別添資料 1「履修の手引 I (2008 年度)」【解釈指針 2-1-2-2】

(3) 基礎法学・隣接科目群は、法理論の基礎にある根本原理の理解を深めるとともに、社会に生起する様々な問題に関心を持たせ、人間や社会の在り方に関する思索を深められるように構成されている。本科目群は、専門職大学院にふさわしい専門的な教育を行うことにより複合的に法律問題等を解析することに寄与する性格を有し、専門職大学院にふさわしい専門的な教育内容になっている。

法史学、法哲学、比較法文化、国際関係論、政治学原論、法と心理学、会計学を開設している。《別添資料 1「履修の手引 I (2008 年度)」参照》【解釈指針 2-1-2-3】

(4) 展開・先端科目群は、応用先端的な法領域に関する科目であって、社会の多様な新しい法的ニーズに応え、応用先端的な法領域について基礎的な理解を得させるため、幅

広くかつ高度の専門的教育を行い、実務との融合をも図る教育内容になっている。本学では、特に設置の理念に従い、地域社会の特質に照らして、重点科目として、労働法、経済法、知的財産法、国際取引法の4科目を、その他の選択科目として環境法、家庭と法、医事法、経済刑法、消費者保護法、税法、企業年金法、金融商品取引法、執行・保全法、倒産処理法、国際法、国際人権法、国際私的紛争処理、国際企業法務、交通事故処理、社会保障法、子どもの権利、高齢者・障害者法を、それぞれ開講している。《別添資料1「履修の手引Ⅰ(2008年度)」参照》【解釈指針2－1－2－4】

基準 2-1-3

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準 2-1-3 に係る状況)

各科目群の開講科目・単位・配当年次は、次のとおりである。これらの科目は法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目に分類され、段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配置されている。(必須資料「シラバス」、「別紙様式 1」参照)《別添資料 7「授業時間割(2007 年度)」、別添資料 8「授業時間割(2008 年度)」参照》

(1) 法律基本科目群

法律基本科目群は、基礎科目と総合科目に分かれる。基本科目は開講科目単位数は 40 単位で、原則として 1 年次に配当している(行政法・商法は 2 年次)。基礎科目は必修科目である。総合科目の開講科目単位数は 26 単位で、2・3 年次にそれぞれ 10 単位、16 単位を配当する。総合科目は 22 単位以上の必修である。従って、法律基本科目の必修総単位は 62 単位であり、段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配置されている。《別添資料 1「履修の手引 I(2008 年度)」参照》【解釈指針 2-1-3-1】

① 公法系基礎科目は憲法 I・II・III(1 年次配当)、行政法(2 年次配当)で合計 10 単位、公法系総合科目は公法総合 I(2 年次配当)・II・III(3 年次配当)で合計 6 単位である。

② 民事法系基礎科目は、民法 I・II・III、会社法(1 年次配当)、商法(2 年次配当)、民事訴訟法(1 年次配当)で合計 20 単位、民事法系総合科目は民事法総合 I・II・III(2 年次配当)・IV・V・VI・VII(3 年次配当)で合計 14 単位であり、段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配置されている。

③ 刑事法系基礎科目は刑法 I・II、刑事訴訟法(1 年次配当)で合計 8 単位、刑事法系総合科目は刑事法総合 I(2 年次配当)・II・III(3 年次配当)で合計 6 単位であり、段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配置されている。

(2) 実務基礎科目群

修了所要単位数は 10 単位以上である。開講科目単位数は 16 単位で、2・3 年次に配当している。民事訴訟実務 I(要件事実および事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎)・刑事訴訟実務 I(事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎)・法曹倫理(法曹としての責任感・倫理観を涵養するための科目)(2 年次配当)が必修科目(各 2 単位×3 科目)である。右の 3 科目以外はエクスターンシップ、民事訴訟特別講義(2 年次配当)、民事訴訟実務 II、刑事訴訟法実務 II、国際企業法務(3 年次配当)であり、段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配置されている。なお、本年度より、法曹倫理は 2 年次後期配当科目とし、エクスターンシップはそれが終了した 2～3 月に実施することとしている。法情報調査については科目としては開設していないが、毎年入学時に入学者全員に対して一定の時間を設定して集中して指導している。また、法文書作成は民事訴訟実務 I・II、刑事訴訟実務 I・II のなかで行っている。《別添資料 1「履修の手引 I(2008 年度)」参照》【解釈指針 2-1-3-2】

(3)基礎法学・隣接科目群

修了所定単位数は4単位以上である。開講単位数は16単位、1・2・3年次配当としていて、段階的履修に資するように各年次にわたって適切に配置されている。《別添資料1「履修の手引Ⅰ(2008年度)」参照》【解釈指針2－1－3－3】

(4)展開・先端科目群

展開・先端科目群は重点科目と選択科目とに分かれ、修了所定単位数は重点科目4単位以上を含む20単位以上である。開講単位数は、重点科目16単位、これ以外40単位の合計56単位である。配当年次はいずれも2・3年次であり、段階的履修に資するように各年次にわたって適切に配置されている。《別添資料1「履修の手引Ⅰ(2008年度)」参照》【解釈指針2－1－3－3】

基準 2-1-4

各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

(基準 2-1-4 に係る状況)

すべての授業科目につき、半期、100分授業を15回(週)(定期試験1回(週)120分を含む)開講して、2単位としている。これは大学設置基準第21条から第23条に則する。

授業期間は厳格に確保している。やむをえない休講については、その週の土曜日に補講することを原則として、これが不可能な場合には学生との日程調整のうえできるだけ速やかに補講を行うこととしている。(必須資料「シラバス」、「別紙様式1」参照)《資料2-2、2-3参照》《別添資料9「休講・補講状況一覧(2007年度)」、別添資料7「授業時間割(2007年度)」、別添資料8「授業時間割(2008年度)」参照》

資料 2-2

② 補 講

休講となった講義に対する補講が行われる場合は掲示及び学内情報サービスで通知しますから、日時、教室などをよく確かめてください。通常の補講日として、原則として、毎週土曜日の4時限、5時限に補講が実施されます。

(出典:「履修の手引 I (2008年度) 4頁」)

資料 2-3 「2008年度行事予定」

2008年度法科大学院行事予定

前 期			後 期		
2008.4.1	火	学年始め 履修指導等(～3日)	9.25	木	授業開始 前期成績発表
2	水	入学式	29	月	履修登録開始(後期開講科目)
4	金	授業開始	10.4	土	履修登録終了
7	月	履修登録開始(前期・通年開講科目)	31	金	後期学費納入最終日
14	月	履修登録終了	12.24	水	月曜日科目授業日
30	水	前期学費納入最終日	25	木	冬期休業(～1月10日)
5.2	金	臨時休業日(※創立記念日振替)	26	金	大学一斉休業(～1月4日)
7.16	水	第15回(第29回)授業日・ 特別補講、補充期間	2009.1.22	木	創立記念日(第15回)(第29回)授業日・ 特別補講・補充、第14回月曜日科目授業 実施期間
17	木		23	金	
18	金		24	土	
19	土	第15回(第29回)授業日・特別補講、補充期間 授業終了	27	火	第15回(第29回)授業日・特別補講・補充、 第14回月曜日科目授業実施期間 授業終了
23	水		28	水	} 定期試験
24	木	} 定期試験	2.5	木	
8.1	金		23	月	後期成績発表(3年次生)
8.2	土	夏期休業(～9月24日)	3.11	水	後期成績発表(1、2年次生)
9	土	大学一斉休業(～19日)	13	金	修了者発表
9.5	金	成績発表(前期修了見込者のみ)	23	月	学位記授与式
19	金	前期修了者発表	26	木	進級者発表
22	月	前期学位記授与式	31	火	学年終了

※創立記念日は休業日ですが、本年度は5月2日を振替の休業日とします。

(出典:「履修の手引 I (2008年度)」)

2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点

本法科大学院は入学定員 60 名という小規模でありながら、展開・先端科目が充実している。展開・先端科目中に重点科目を設け、4 単位の必修を課している。重点科目は、原則として法科大学院専任の教員を配置し、学生の教育に万全の体制で臨んでいる。

さらに選択科目は実務家・法学部教員の兼担により、18 科目の講義を開設している。入学定員に対して開設科目数が多いことはこの領域でもつねに少人数の教育が行われ、したがって、教員がレクチャーするにとどまらず学生の基礎的な理解を確認しつつ更に進んで質疑応答形式での講義を行えることも意味している。

改善を要する点

(1) 実務基礎科目の更なる充実

法律実務基礎科目は、現在、民事法系・刑事法系の科目はあるが、公法系の法律実務基礎科目を設置していない。今後は研究者教員と実務家教員との連携公法系の実務科目の設置を目指さなければならない。

(2) 法実務を体験する現場主義教育の充実に向けての検討

本法科大学院はエクスターンシップを授業科目として設置しているが、教育目的に照らしてそのあり方や内容がさらに充実したものとなるように工夫を重ねるとともに、リーガル・クリニック、ローヤリング、法文書作成・法情報検索・模擬裁判等の開講については継続して検討しなければならない。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

（基準3-1-1に係る状況）

当初予定の一クラスの学生数は次のとおりであった。

1 年次配当の法律基本科目群の基礎科目は、1 学年入学定員 60 名のうち 40 名程度であり、講義＋質疑応答形式を用いるため、40 名程度 1 クラスで行う。

2・3 年次配当の法律基本科目群の総合科目および実務基礎科目群は、ソクラテス・メソッドによる授業であるため、1 学年 60 名を 20 名 3 クラスに分け、複数クラスの指導体制をとる。

展開・先端科目群および基礎法学・隣接科目群については、概ね 60 名程度を最大クラス規模とし、これを超える履修希望者がある場合には複数クラスを開講する。

2004 年の開学以来、学生数が定員を下回っているために、原級留年生・再履修者・科目等履修生を加えた 1 クラスあたりの全受講生数は当初予定の枠内に収まっている。なお、科目等履修生は法科大学院では法務博士（専門職）に限ってのみ認められ、また履修科目については研究科委員会の議を経てこれを決定している。（必須資料「別紙様式 1」参照）《別添資料 10「科目等履修生募集要項」参照》【解釈指針 3-1-1-1】【解釈指針 3-1-1-2】【解釈指針 3-1-1-3】

基準 3－1－2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

（基準 3－1－2 に係る状況）

実際には入学者数がこれまで 60 名定員の半数から 3 分の 2 程度で、1 年次配当の法律基本科目群基礎科目は、原級留年生・再履修者を含め 1 クラス 30 名～45 名程度、2・3 年次配当の法律基本科目群総合科目は履修希望者が 20 名を超えたため、2 クラス開講し、1 クラス 10 名程度であった。

なお、総合科目では当該科目の全受講者が概ね 20 名以内の場合には、クラスごとの偏差を是正するためにクラス統合もしている。（必須資料「別紙様式 1」参照）【解釈指針 3－1－2－1】

3-2 授業の方法

基準3-2-1

法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

本法科大学院が採る「智慧ある法曹」養成教育システムは、専門的法知識理解型教育と思考プロセス展開型教育とを通じて、問題の本質と解決の方向性を選び抜き、条文と論理でこれを展開させる思考法を体得させることを目指している。具体的には概ね以下のような教育目的と教育方法との組合せを原則とする。(必須資料「シラバス」、「別紙様式1」参照)《別添資料7「授業時間割(2007年度)」、別添資料8「授業時間割(2008年度)」参照》【解釈指針3-2-1-3】

(1) 専門的法知識の修得のために、各科目において法曹として一般に必要と考えられる水準・範囲をシラバスにおいて明らかにしたうえで、予習課題として判例・学説に関する専門文献資料等を提示しておく。授業では、これらを基にして基本的ケースの解決を質疑応答形式にて行うとともに、小テストやホーム・ワークを適宜課し指導することで正確な法知識の修得を確実なものとする。《資料3-1参照》【解釈指針3-2-1-1】

【解釈指針3-2-1-3】

(2) 批判的検討能力・創造的思考力・法的判断力・分析力・決断力の鍛錬は、予習課題として複雑なケースあるいは事実事例を提示し、その事実分析、判例・学説の検討および解決策を求め、ソクラテス・メソッドにより徹底的に学生自身の思考を追求し、思考の方法を修得させることで行う。《資料3-1参照》【解釈指針3-2-1-2】【解釈指針3-2-1-3】

(3) 資料検索能力およびリテラシー能力も法曹にとって必要な能力と考えられ、これらの能力の向上は、各授業科目を通じて、予習課題の文献や参考文献の事前収集、事前・事後のレポート提出およびそれらの個別指導のなかで実現される。《資料3-1参照》【解釈指針3-2-1-2】【解釈指針3-2-1-3】

(4) 法曹に不可欠な意思疎通能力(法的討議能力・交渉力)については、各授業科目におけるソクラテス・メソッドや討論を通じて、他人の意見を最後まで聞き要点を把握し的確に自己の見解を表現・主張することや、妥協点を模索しそこに誘導することが目指される。《資料3-1参照》【解釈指針3-2-1-2】【解釈指針3-2-1-3】

(5) 入学時にすべての学生に日本国の法令および本法科大学院の守秘義務内規等を遵守する旨の誓約書を提出させている。また、エクスターンシップについては、法曹倫理の受講・単位修得を指導したうえで(これまでの当該科目の受講者はすべて法曹倫理を受講

し単位を修得している)教務委員と研修先の指導者と連携して、事前オリエンテーションと終了後のセミナーの受講を義務づけている。単位認定は、提携先からの報告に基づいて、研究科委員会の議により行っている。またエクスターンシップの単位認定をうける学生は研修先から報酬を受け取っていない。《資料3-1、3-2参照》《別添資料1「法科大学院規則集34頁(神戸学院大学実務法学研究科守秘義務内規)」、別添資料1「履修の手引I(2008年度)」、別添資料12「エクスターンシップ実施要領」、別添資料13「エクスターンシップ参加者一覧」参照》【解釈指針3-2-1-4】

以上の方法で行われる授業について学生の事前事後の自学自習時間を考慮して、授業が連続しないこと・一日あたり2コマの受講を原則とする方針で授業時間割を作り、講義の関係資料課題は、担当教員からの自習の指示とともに原則として講義の一週間前までに配布することとしている。各授業科目の年間授業計画、教育目標や教育方法(授業サイクル)および成績評価方法は、毎年4月に配布する「履修の手引II」に掲載されるシラバスに明示したうえで、特に成績評価方法については第1回授業において担当教員から直接に説明がなされている。また、レポートや小テストでの添削指導・個別履修指導の時間等を通じて学生の理解を確認している。【解釈指針3-2-1-5】

授業時間外の学習については、自習室を含む図書館を8時から23時まで開館することによって確保している。(自習の設備等については第10章参照)《別添資料1「履修の手引I(2008年度)」参照》【解釈指針3-2-1-5】

なお、成績評価資料およびその配点が事前により具体的に明示されることで、レポートの回数等が予告され、間接的に授業時間外の学習の過剰な負担は回避されている。また、集中講義については原則として一日あたり2コマを限度とし、試験は講義終了後一定の時間を空けてこれを実施している。《別添資料7「授業時間割(2007年度)」、別添資料8「授業時間割(2008年度)」参照》【解釈指針3-2-1-6】

資料3-1 「授業の進め方」

基礎科目は、予習課題を通じた専門的法知識の正確な理解と、これを適用ないし応用した基礎的な法的問題発見・解決能力の開発を促すため、講義方式のほか質疑応答方式も併用して授業が進められます。

総合科目では、複雑もしくは領域複合的(複数の領域にまたがる横断的・超領域的)な法的問題(またはハード・ケース)、および事実資料のみ提示された事例などの予習課題を解決するための能力を養うため、1クラス20名程度のクラス編成の下で、ロールプレイ方式やディベートまたはプレゼンテーションなどを組み合わせたソクラテス・メソッドにより授業が進められます。

実務基礎科目群の各授業科目では、具体的な法的紛争事例の解決能力を開発するため、ソクラテス・メソッドにより授業が進められます。

基礎法学・隣接科目群の授業は通常の講義方式と質疑応答方式が併用されて進められます。

展開・先端科目群の各授業科目では、法曹として発展的または先端的な法領域を専門的に取り扱う上で必要かつ有益な法理論・法実務のポイントを着実に身につけられるよう、通常の講義方式と、質疑応答方式またはソクラテス・メソッドが組み合わされて授業が進められます。

(出典:「履修の手引I(2008年度)23頁、24頁」)

資料3－2 「神戸学院大学実務法学研究科(法科大学院)履修内規(抜粋)」

(守秘義務等)

第9条 授業科目等の履修にあたっては、研究科規則第10条第1項に定める法令遵守義務及び研究科規則第10条第2項並びに同条第3項の規定に基づき別に定める守秘義務に関する内規等の関係諸規則を誠実に遵守しなければならない。

2 研究科規則第10条第1項に定める法令遵守義務及び研究科規則第10条第2項並びに同条第3項の規定に基づき別に定める守秘義務に関する内規等の関係諸規則を遵守できない場合、実務法学研究科の当該授業科目の履修は、これを認めない。

(出典：「法科大学院規則集 32 頁」)

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準 3-3-1

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

(基準 3-3-1 に係る状況)

修業年限3年、修業年限2年(法学既修者)ともに、各年次36単位(本法科大学院開講科目に限る)の履修を上限とする。また長期履修者についても4年から6年の履修年限に応じた履修登録制限を実施している。《資料3-3、資料3-4、資料3-5》《別添資料14「学生の履修登録状況」参照》【解釈指針3-3-1-1】【解釈指針3-3-1-4】

また、原級留年生については、原則として、上級年次に進級するのに不足している単位分を履修することのみを認めている。《別添資料1「履修の手引I(2008年度)」》【解釈指針3-3-1-3】

資料 3-3

(2) 履修制限について

各科目の教育目的に照らした密度の濃い授業に高度に集中して対応し、その事前および事後の課題学習等を的確にこなさせるため、かつ、履修科目過多による過重負担から生じる学修効果の低下を防ぐため、年次ごとに履修できる単位数の上限を定めています。各年次において、履修制限単位数を超えて単位を履修することはできません。

(出典:「履修の手引I(2008年度)21頁」)

資料 3-4 「神戸学院大学実務法学研究科(法科大学院)履修内規(抜粋)」

(履修制限)

第6条 各年次において履修できる単位数は36単位以内とする。

(長期履修者の登録制限についての別の定め)

第8条 研究科規則第4条第4項に定める長期履修制度の適用を認められた者については、本履修内規第6条及び第7条は、これを適用しない。

2 長期履修制度が適用される者の履修制限、進級要件については、別に定める

(出典:「法科大学院規則集32頁」)

資料 3-5 「長期履修生の履修登録単位数の上限」

修業年限	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	合計
4年	26単位	26単位	26単位	32単位			110単位
5年	22単位	22単位	22単位	22単位	24単位		112単位
6年	18単位	18単位	18単位	18単位	18単位	22単位	112単位

(出典:長期履修制度の適用を認められた学生の履修登録制限に関する申し合わせ)

2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点

本法科大学院は、小規模である。このことは教育方法において最大に生かされている。何よりも、基本科目群の講義も含め、すべての講義で徹底した少人数教育が行われている。少人数教育では、本学が採り入れたソクラテス・メソッド方式の教育効果はより高められ、また小テストやホーム・ワークについてもよりきめ細かな指導を可能としている。

さらに、各学生の講義の理解をより高めるものとして個別履修指導の時間を設けている。これは講義担当者が週1回必ず研究室等で待機して、学生の質問等に応じるもので、時間中に十分に理解できなかった問題や学生自身が疑問に思った問題点等内容を特に制約することなく学生が自由に教員に質問できる時間であり、少人数教育をより徹底したものであるといえる。

改善を要する点

現在、本法科大学院の図書館の開館時間が8時から23時まで(ただし、日曜日・祝日は9時から21時まで)となっているが、学生から日曜祝日の開館時間の延長あるいは24時間の開館の希望がある。学生のよりよい自学自習の環境を確保するためにも開館時間の延長が検討される必要がある。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- （1）成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- （2）当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- （3）成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- （4）期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

（基準4-1-1に係る状況）

（1）成績評価は、「可否は絶対評価によって判定し、合格者につき秀・優・良・可の成績評価を相対評価で行う」としている。合格者の成績評価は、標準的な目安として、秀10%程度、優20%程度、良50%程度、可20%程度とする。このルールは全学生に配布される「履修の手引Ⅰ」に記載され、4月ガイダンスにおいても説明し学生にも周知徹底している。成績評価における考慮要素は、その割合も含めて（例えば、定期試験、小テスト、レポートや授業時の発言等の評価割合）シラバスに明記し、また開講時の授業に担当教員が学生に説明のうえ確認している。（必須資料「シラバス」、「成績分布データ」、「成績評価基準」参照）《資料1-2参照》《別添資料1「履修の手引Ⅰ（2008年度）」参照》【解釈指針4-1-1-1】

（2）当該成績評価基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するために、成績評価の資料となる定期試験の答案、課題レポートや小テスト等は教員に添削された後、コピーされ保管している。

また成績は前期・後期各1回、成績表を通じて学生に告知され、定期試験答案を含めた成績評価資料は、採点・添削のうえ学生に返却されている。学生の成績評価に対する疑義については、原則として成績発表の日から7日以内に事務を通じて行うこととされ、担当教員が問い合わせに対応している。毎学期数件の成績問い合わせがなされているが、その際には点数化された成績および定期試験等の答案を見せながら指導を行い、成績評価に納得するよう説明する。《別添資料1「履修の手引Ⅰ（2008年度）」参照》【解釈指針4-1-1-2】

（3）定期試験・小テスト・課題レポートの実施後は、担当教員は採点の基準を示している。また、成績分布に関するデータも学生に提示するようにしている。また小テスト・課題レポートについても定期試験と同様の取り扱いがなされ、採点基準・成績分布を示した資料とともに採点済の答案等を返却している。【解釈指針4-1-1-3】

（4）定期試験の実施については、試験期間を1週間としているが、1日2科目受験を目安に、試験が連続することを避け、また課題持ち帰り型試験の提出期限が複数重ならないように配慮し、さらに課題持ち帰り型試験の提出期限と通常型試験との調整にも留意

し、過重な試験負担が生じないようにしている。定期試験日程は2週間程度前には掲示のうえ公表している。定期試験期間前1週間は、通年科目および半期4単位科目の授業および補講のみを行う特別期間として、実質的に試験準備期間として十分な自学自習の時間を確保している。(必須資料「シラバス」参照)《資料2-3参照》《別添資料15「定期試験監督執務要領(2007年度)」、別添資料16「定期試験時間割(2007年度)」参照》

病気等の事由により定期試験を受験できなかった学生についてはその申し出に基づき要件を満たしている学生に対して定期試験試験終了後「追試験」を実施している。試験問題の程度・成績評価については定期試験と同様に行い、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないように配慮している。なお、成績不可の学生の救済としての「再試験」は実施していない。《別添資料1「履修の手引I(2008年度)」参照》【解釈指針4-1-1-4】

基準 4－1－2

学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

（基準 4－1－2 に係る状況）

他の大学院からの入学生で、本法科大学院の開講科目と同等の科目を履修したと認められる場合には、30 単位を超えない範囲で単位を認定するものとしている。単位認定に当たっては、既修得科目のシラバス、講義計画、講義資料等の提出を求めて、厳密で客観的な認定作業を行うものとしている。これまでのところ単位認定の申請はない。《資料 4－1、資料 4－2 参照》

資料 4－1 「神戸学院大学大学院学則（抜粋）」

（入学前の既修得単位の認定）

第9条 本学大学院各研究科（実務法学研究科を除く。）において教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、10単位を超えない範囲で当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学実務法学研究科において教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、30単位を超えない範囲で当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（他の大学院における修得単位の認定）

第9条の2 本学大学院各研究科（実務法学研究科を除く。）において教育上有益と認めるときは、学生が当該研究科の定めるところにより他の大学院（外国の大学院を含む。）又は本学大学院の他の研究科において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学実務法学研究科において教育上有益と認めるときは、学生が当該研究科の定めるところにより他の大学院（外国の大学院を含む。）又は本学大学院の他の研究科において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、前条第2項の規定により修得したとみなされる単位と合わせて30単位を超えないものとする。

（出典：「法科大学院規則集 3 頁」）

資料 4－2 「神戸学院大学実務法学研究科（法科大学院）規則（抜粋）」

（単位修得の認定）

第8条（1項2項省略）

3 学生が、他の大学院（外国の大学院を含む。）において修得した単位を研究科の履修科目の単位として認定することを希望するときは、別に定める期日までに研究科長にその旨を申請しなければならない。

（出典：「法科大学院規則集 21 頁」）

基準 4－1－3

一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4－1－3に係る状況）

法曹養成のプロセス教育として、各学年の教育成果を前提とする積み上げ方式が実効性をもつため、1年次および2年次における修得単位数による進級要件を設けている。1年次に30単位以上、2年次に1年次との合計で60単位以上（法学既修者30単位以上）を修得できなかった場合には、原級に留置し、原則として上級年次に進級するのに不足している単位分を履修することのみが認められる。以上のことは履修の手引Ⅰに明示し、また新年度のガイダンスにおいて学生に周知徹底されている。2006・2007年度には進級制による原級留置者があり、今後の学習等につき指導がなされている。《資料4－3参照》《別添資料11「法科大学院規則集 32頁（実務法学研究科履修内規）」、別添資料17「年度別進級（修了）状況」参照》【解釈指針4－1－3－1】

長期履修制度の適用学生は、4～6年の修業年限で修学することが認められるため、制度上、進級要件の適用を受けないものとしている。なお、長期履修生にも履修登録制限は適用される。長期履修制度の適用に当たっては、適用申請学生が修業年限を決め、各年における単位修得計画を立てるものであるが、これが積み上げ教育の教育効果を損なうことなく適切な学習計画となっていることを慎重に検討して、場合によっては計画の修正等を指導している。また、長期履修制度適用学生がその単位修得計画にしたがって学習が進められているかは常に見守られている。《資料3－5、資料4－4参照》《別添資料11「法科大学院規則集 32頁、63頁（実務法学研究科履修内規・実務法学研究科長期履修細則）」参照》【解釈指針4－1－3－2】

資料4－3 「進級要件について」

(3) 進級要件について

実務法学研究科では、学年ごとの教育成果を前提とする厳格な積み上げ方式に基づくカリキュラム編成、ならびに法曹養成のプロセス教育の実効性を担保するために、修得単位数による進級要件を設けています。

各年次において、進級要件として定められた単位数を修得できなかった場合は、上級年次に進級することができず、また、進級予定であった年次に配当されている授業科目を履修することができません。進級できなかった年度は、原級に留まり、原則として、上級年次に進級するのに不足している単位分を履修することのみが認められます。

	1年次	2年次
標準（修業年限3年）	30単位以上	1・2年次の合計で60単位以上
法学既修者（修業年限2年）		30単位以上

（出典：「履修の手引Ⅰ（2008年度）22頁」）

資料4－4「長期履修制度」

11. 長期履修制度

本学実務法学研究科には、すでに実社会で活躍されている方、働きながら通学されたい方のために、標準修業年限3年を超えて4年～6年の長期にわたる修業年限で修学することのできる長期履修制度があります。

長期履修制度とは、4年～6年の範囲で自分で修業年限を決め、各年における単位修得計画を立て、その計画に沿って各年次において授業科目を履修していく制度で、進級要件の適用（P.21 参照）はありません。

（出典：「履修の手引Ⅰ（2008年度）10頁」（一部修正））

4-2 修了認定及びその要件

基準 4-2-1

法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下、「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア	公法系科目	8単位
イ	民事系科目	24単位
ウ	刑事系科目	10単位
エ	法律実務基礎科目	6単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

- (3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準2-1-3参照。)

(基準4-2-1に係る状況)

本法科大学院の修了要件単位数は以下の通りである。

(1) 標準（修業年限3年）

法律基本科目群	基礎科目（必修）	40 単位
	総合科目（選択必修）	22 単位
実務基礎科目群	必修科目	6 単位
	選択必修科目	10 単位
基礎法学・隣接科目群	選択必修科目	4 単位
展開・先端科目群	重点科目（選択必修）	4 単位
	選択科目	20 単位（重点科目4単位含む）
修了必要単位数		合計 96 単位

(2) 法学既修者（修業年限2年）

法律基本科目群	基礎科目（必修）	8 単位
	総合科目（選択必修）	22 単位
実務基礎科目群	必修科目	6 単位
	選択必修科目	10 単位
基礎法学・隣接科目群	選択必修科目	4 単位
展開・先端科目群	重点科目（選択必修）	4 単位
	選択科目	20 単位（重点科目4単位含む）
修了必要単位数		合計 66 単位

なお、法律基本科目群においては、公法系・民事法系・刑事法系としてそれぞれに修了必要単位を細分化していないが、基礎科目および総合科目において開講科目の合計単位数が66単位（公法系16単位、民事系32単位、刑事系16単位）であるなかから62単位を修得しなければならないために、各系につき所定単位数を満たしている。また、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと、および、本法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位と合わせて30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこともできるが、その際は基準4-1-2の基準に従った単位の認定を行うことにしている《資料4-1、資料4-2参照》。

法律基本科目群以外の科目につき合計34単位が修了要件となっており、これは96単位の3分の1を超えている。《別添資料1「履修の手引Ⅰ（2008年度）」、別添資料1-1「法科大学院規則集32頁（神戸学院大学実務法学研究科（法科大学院）履修内規）」参照》【解釈指針4-2-1-1】

なお、法律基本科目群以外の科目には実質的な内容が法律基本科目にあたるものはない（2-1-2参照）【解釈指針4-2-1-2】

4-3 法学既修者の認定

基準 4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

（基準 4-3-1 に係る状況）

法学既修者の認定は、本法科大学院 1 年次修了者と同等の法的思考力や論述力を修得しており、2 年次開講科目の教育目的や教育方法（ソクラテス・メソッド方式中心）に対応して当該教育効果を期待できる素養を有するか否かを判断するため、憲法・民法・刑法の 3 科目および会社法・民事訴訟法・刑事訴訟法のうち 2 科目の合計 5 科目による法学専門試験（論述式）を実施している。同試験においては、5 科目各 60 点（100 点満点）以上の得点を要するとしている。《別添資料 1 1 「法科大学院規則集 20 頁（実務法学研究科規則）」、別添資料 1 8 「入学試験要項（2009 年度）」参照》【解釈指針 4-3-1-1】【解釈指針 4-3-1-5】

出題の内容とレベルは、本法科大学院で未修者が 1 年かけて学ぶものと同程度であることが求められるため、法学部の試験と本質的に異なる。さらに、出題にあたっては出願者の具体的属性は出題委員には知らされず、また、採点にあたっては受験生の匿名性を担保して採点される。【解釈指針 4-3-1-2】

法学既修者は、1 年次配当の法律基本科目群のうち必修科目 30 単位（憲法・民法・刑法 22 単位および会社法・民事訴訟法・刑事訴訟法の 3 科目のうち 2 科目 8 単位）を一括認定している。会社法・民事訴訟法・刑事訴訟法のうち、法学専門試験の試験科目として選択しなかった残る 1 科目と行政法および商法は入学後必修とし、法学未修者と同様に受講しなければならない。《資料 4-5、資料 4-6、資料 4-7 参照》【解釈指針 4-3-1-3】【解釈指針 4-3-1-5】

また、2008 年度入試から既修者認定は前期日程入試においてのみ実施することにした。

資料 4-5 「神戸学院大学大学院学則（抜粋）」

（法学既修者）

第 14 条の 3

（専門職学位課程における在学期間の短縮）

第 14 条の 3 第 9 条第 2 項の規定により実務法学研究科における授業の履修により単位を取得したとみなされる場合であつて当該単位の修得により当該研究科の教育課程の一部を履修したと認められるときは、当該単位数、その修得に要した期間、その他を勘案して 1 年を超えない範囲で当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。

（出典：「法科大学院規則集 4 頁」）

資料 4-6 「神戸学院大学実務法学研究科（法科大学院）規則（抜粋）」

（入学）

第 4 条（1 項 2 項省略）

3 選考の結果、法律学の基礎的な学識を有すると認める者は法学既修者とし、1 年を在学したものとみなし、在学期間に算入する。

(所要単位の修得)

第7条(1項省略)

2 法学既修者が修得したものとみなす単位は、法律基本科目群の基礎科目のうち研究科が指定する30単位とする。

(出典：「法科大学院規則集20頁」)

資料4-7 「神戸学院大学実務法学研究科(法科大学院)履修内規」

(法律基本科目群の所要単位)

第2条 研究科規則第7条第1項第1号に定める法律基本科目群の所要単位は、研究科規則別表に定める基礎科目40単位を必修とし、かつ、総合科目より22単位以上を修得するものとする。

2 研究科規則第7条第2項に定める法律基本科目群の基礎科目のうち研究科が指定する30単位は、研究科規則別表に定める憲法Ⅰ、憲法Ⅱ、憲法Ⅲ、民法Ⅰ、民法Ⅱ、民法Ⅲ、刑法Ⅰ、刑法Ⅱの22単位及び会社法、民事訴訟法、刑事訴訟法の3科目のうち本学の法学既修者認定試験(法学専門試験)において受験した2科目8単位の合計30単位とする。

3 研究科規則第4条第3項の規定により認定された法学既修者の法律基本科目群の所要単位は、研究科規則別表に定める基礎科目中、会社法、民事訴訟法、刑事訴訟法の3科目のうち本学の法学既修者認定試験(法学専門試験)において受験しなかつた1科目、行政法及び商法の3科目10単位を必修とし、かつ、総合科目より22単位以上を修得するものとする。

(出典：「法科大学院規則集32頁」)

2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点

開学時に定められた厳格な成績評価のルールは、現在、遵守されている。また、全科目について評価基準がシラバスによって事前に明らかにされている。定期試験の採点済み答案用紙を学生に返却することによって、成績評価の基準を確保するとともに学生が講義内容の修得の程度を確認することが可能となっている。

改善を要する点

受講生が10名以内のクラスも多く、そこでは、教員と学生との距離が近いことから、学生がわずかなことでも不公正・不公平との心象を抱きやすいことになる。そこで、成績評価資料の扱いについては、匿名性を確保して採点をするなどの配慮が必要であり、受講者が少ない科目についての相対評価のあり方はさらなる検討が必要である。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

（基準5-1-1に係る状況）

本法科大学院は、教員の資質向上と授業内容・方法の改善を図るため、研究科長を委員長とする「教育改善（FD）委員会」を設置している《別添資料11「法科大学院規則集30頁（教育改善（FD）委員会規程）」参照》。FD委員会は、教育活動評価および教育方法研究による授業改善活動の計画・実施・評価を担い、現に行われている授業に対する教員相互、学生および担当教員自身によって教育活動を評価し、国内外のこれまでの教育方法研究の知見を踏まえ、経験交流なども通じて、効果的な教育方法を研究している。

具体的には、FD委員会による授業参観、教員相互による授業参観《別添資料19「授業参観科目一覧・授業参観報告書用紙（2007年度）」》、学生による授業評価アンケートや教育方法研究会などが定期的に実施されている。《別添資料20「学生授業評価アンケート〔授業評価〕集計結果・アンケート用紙（2007年度）」参照》さらに、定期試験や成績評価に関しても、学生による授業評価の対象としている。《別添資料21「学生授業評価アンケート〔定期試験・成績評価〕集計結果・アンケート用紙（2007年度）」》

これまでのFD委員会による取組みとして、以下の点を挙げることができる。第一に、定期的なFD委員会の開催である。《資料5-1参照》ここでは、教育内容・方法、学生に対する指導体制等、幅広い問題をテーマとして議論を行っている。また、学生による授業評価アンケートの結果や教員相互の授業参観に係る授業参観報告書の検討も行われている。第二に、学生による授業評価アンケート（授業評価、定期試験および成績評価）である。授業評価についてのアンケートはマーク式と記述式とに分け、前者については当該授業の最終時間に実施することで回収率の向上を図っている。定期試験・成績評価についてのアンケートは、成績評価後の提出としている。第三に、教員相互の授業参観である。参観者には授業参観報告書の提出を求めることにより、教育内容および方法の改善に役立たせている。

資料5-1「FD委員会開催状況（2007年度・2008年度）」

2007年度

回	開催日	議 題
1	5月1日（火）	（1）前期授業参観の実施
2	5月29日（火）	（1）学生の学習について
		（2）授業の「座席指定」について
3	6月27日（水）	（1）前期授業評価・定期試験評価アンケートの実施
4	11月14日（水）	（1）後期授業参観について

5	11月20日（火）	（1）学生からの要望について
		（2）その他
6	11月27日（火）	（1）後期授業評価・定期試験評価アンケートについて
7	12月11日（火）	（1）学生との懇談会の実施について
		（2）その他
8	2月4日（月）	（1）平成19年度法科大学院設置計画履行状況調査留意事項について
		（2）その他
9	2月15日（金）	（1）平成19年度法科大学院設置計画履行状況調査留意事項について
		（2）その他
10	2月26日（火）	（1）平成19年度法科大学院設置計画履行状況調査留意事項について
		（2）「後期授業参観報告書」について
		（3）その他
11	3月4日（火）	（1）後期授業参観報告書、授業評価アンケート（数的・記述式）結果をもとに更なる授業改善の検討・分析等について
		（2）その他
12	3月18日（火）	（1）留意事項について
		（2）認証評価の取り組み、対応について
		（3）その他
13		（1）2007年度後期授業評価アンケートについて

2008年度

回数	開催日	議 題
1	4月22日（火）	（1）体調不良の学生について
		（2）その他
2	5月13日（火）	（1）授業に関する（中間）アンケートについて
		（2）その他
3	5月27日（火）	（1）前期授業参観について
		（2）体調不良の学生について
		（3）前期授業評価アンケートについて
		（4）その他

また、FD委員会の主催により、別途、教育方法研究会を開催し、そこにおいて、学生による授業評価アンケート（記述意見）につき授業担当者ごとに分析し、意見交換を行う。特に、教育現場における教育目的達成のため、各教員の授業実態および改善工夫状況、各教員の授業評価能力および学生の授業評価力を把握する活動を行い、授業改善努力の内容を相互分析する活動を加えて、教育改善活動を継続的に進めている。【解釈指針5－1－1－2】

また、FD 委員会においては、担当教員による授業内での学生に対する発問の頻度や板書方法に関する議論がなされ、さらには、授業の資料については当該資料使用日の 1 週間前までに学生に配布することを徹底することの確認がなされている【解釈指針 5－1－1－1】

また、FD に関連する書籍も毎年各教員に配布し、さらに、2007 年度においては、3 名から成る外部評価委員による評価を受けている。《別添資料 2 2「外部評価委員会開催通知」、別添資料 2 3「外部評価委員会指摘事項とそれへの対応」》【解釈指針 5－1－1－3】

基準 5－1－2

法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保，及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

（基準 5－1－2 に係る状況）

教員研修は、本法科大学院の費用負担で、学外（司法研修所、日本弁護士連合会、法科大学院協会、他法科大学院、裁判所、矯正施設等）における教育方法等の研修会や講演会、また神戸学院大学 FD 活動としての教育方法改善に関する講演会等への参加を促しており、参加者による研修内容報告を研究科委員会で行っている。2004 年度～2007 年度の教員研修状況は、以下のとおりである。《資料 5－2 参照》

資料 5－2 「教員研修状況 2004 年度～2007 年度」

日 程	対象者	名称（行先）	目的
2004 年 4 月 30 日	研究者教員 1 名	司法研修所	司法研修所における授業傍聴
5 月 31 日	実務家教員 1 名	兵庫県弁護士会	エクスターンシップについて
9 月 24 日	研究者、実務家教員 各 1 名	神戸刑務所	矯正施設訪問、裁判傍聴
		神戸地方裁判所	
		兵庫県弁護士会	弁護士会業務等実地聴取
2005 年 1 月 15 日	実務家教員 1 名	日本教育会館	新司法試験サンプル問題検証シンポジウム
5 月 16 日	実務家教員 1 名	司法研修所	司法研修所における授業傍聴
7 月 1 日	研究者教員 2 名	明治大学（日本弁護士連合会主催）	新司法試験科目別シンポジウム
10 月 31 日	研究者教員 2 名 実務家教員 1 名	兵庫県弁護士会	エクスターンシップに関する意見交換会
12 月 3 日		学術総合センター（法科大学院協会主催）	臨床系教育シンポジウム
2006 年 3 月 17 日	研究者教員 1 名	日本教育会館（日弁連法務研究財団主催）	臨床系教育シンポジウム「法科大学院の挑戦—2 年間の到達点とこれから」
3 月 1 日	研究者教員 1 名	司法書士会館	司法書士連合会との連携協議
4 月 10 日	研究者教員 1 名	司法書士会館	司法書士連合会との連携協議
6 月 12 日	研究者教員 1 名	弁護士会館（法曹養成センター主催）	第 1 回新司法試験に関する意見交換会
9 月 5 日～10 月 14 日	研究者教員 1 名	日本弁護士連合会主催	弁護士が持つべき法律実務知識等の研修

2007 年 6 月 9 日	研究者教員 1 名	法科大学院協会	シンポジウム「法科大学院における成績評価と修了認定」
7 月 20 日	研究者教員 1 名	法科大学院適性試験委員会	法科大学院適性試験の実施状況の説明会
12 月 8 日	研究者教員 1 名	大阪弁護士会	法科大学院との意見交換会
2008 年 3 月 8 日	研究者教員 2 名 実務家教員 2 名	神戸学院大学法科大学院	研究者と実務家が具体的事例を通して相互に研鑽する
3 月 22 日	研究者教員 1 名	法科大学院協会	シンポジウム「未修入学者支援方法の開拓」

実務家教員の教育力向上については、教員相互による授業参観において、実務家教員と研究者教員が相互に参観する体制をとっており、研究者教員の目から見た教育実践上気がついた点を具体的に指摘し、FD 委員会等の場での意見交換を含めて教育方法を探究する機会を設けている。現時点では、授業参観報告書でも、実務家教員の授業の多くで受講生との一体感が強くその学習意欲を喚起していることを前提に、さらなる教育効果向上への助言がなされている。学生による授業評価アンケートやその記述意見では、総じて実務家教員の授業への評価は高く、その教育力不足の指摘は見られない。

さらに、平成 19 年度より、実務家教員と研究者教員とで合同のセミナーを開催し、実務家教員から実務における経験や実務上の問題点等の報告を受け、これについて両方で検討することにより、研究者教員が実務上の知見を確保するための機会を設けている。

《別添資料 2 4 「研究者と実務家の研究会」報告書》【解釈指針 5－1－2－1】

2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点

本学法科大学院は、3年という短期間で学生一人ひとりに法曹としての基本資質を習得させるという教育目標を達成するためには、教員がその教育観に基づく教育手法・技術により各学生に実力を習得させることで学生の信頼を得ることが必須であるとの観点から、各教員によるティーチング・ポートフォリオの作成を促進している。これは、担当教員における自己分析を通じて、法科大学院における教育デザインの構築を目指すものである。教員による自己の授業における反省点を浮き彫りにすることにより、次の授業への改善点を自ら発見するとともに、対処方法についても自らの力で対処するための足がかりとなることが期待されている。そして、ティーチング・ポートフォリオに加えて、第三者の目から教育内容・方法等を評価し、さらに改善していくための手段として、学生による授業評価アンケートと教員相互の授業参観を行っている。

改善を要する点

授業評価アンケートについて、実施時期を授業の最終時間にすることとしたことから、回収率は向上している。今後は、当該授業評価アンケートにつき、アンケート内容で指摘された事項が改善されたかどうかを学生が実感できるような取組みを行うことが必要であると考えている。この点については、アンケートを半期で2回実施することとし、第1回目のアンケートで指摘されたことが、第2回目のアンケート実施時に改善されていたかどうかを質問する項目を、第2回目のアンケートの内容とするなどにより、対処する予定である。

また、FD活動の機動的かつ実効的な取組みを確保するために、FD委員会主催の教育方法研究会をより頻繁に開催し、教育方法研究会での議論をFD委員会においてまとめた上で、さらなるFD活動の発展の材料とすることとしている。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

（基準6-1-1に係る状況）

本法科大学院は、建学の精神である「真理愛好・個性尊重」に照らした、自由で個性豊かな法曹の養成を基本理念とする。具体的には、さまざまな法的課題を抱える地域において住民、中小企業や公共団体等からの法的サービスの必要に応えられる「地域密着型のホーム・ドクター的法曹」を養成する目的から、多様な社会的バックグラウンドを持った学生を、法的思考の徹底した精査と展開を重んずるソクラテス・メソッド（双方向対話）方式の教育を通じ、あらゆる法的問題の解決を可能とする創造性と論理性を備えた思惟活動をなしうる思考のコントロール方法を習得した、すなわち「智慧のある法曹」に育成することを目指す。

従って、本法科大学院における入学者選抜の基本方針は、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、併せて、本学の教育理念、目的および方法に照らし、「明確な目的意識のもとでその達成のために労を惜しまない学習姿勢を持った、現代社会にかかわる課題を分析・検討して、他人の意見に耳を傾けつつ、自己の考えを的確に表明することのできる者」を選抜することとしている。《別添資料18「入学試験要項（2009年度入試用）1頁」参照》

本法科大学院では、入学者選抜における公平性、開放性、多様性を確保し、かつ、アドミッション・ポリシーに沿った入学者の適性および能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を責任をもって実施するために、研究科委員会を決定機関とし、研究科委員会の下に入試総括委員（入学者選抜試験の実施並びに入学者選抜制度の見直し等）、入試委員（入学者選抜試験の実施）、出題委員（小論文試験問題並びに法学専門試験（法学既修者認定試験）問題の作成と採点）等を置き、また、入学者選抜試験の可否の判定は研究科委員会で行う体制を採っている。《別添資料11「法科大学院規則集20頁、24頁（実務法学研究科規則・実務法学研究科委員会規則）」参照》【解釈指針6-1-1-1】

さらに、公平性、公開性を担保するため、上記教育理念、アドミッション・ポリシーのほか、毎年度の入学者選抜試験の方法と内容、入学試験問題（小論文試験、法学専門試験（法学既修者認定試験））などについて、法科大学院の教育内容に関する重要事項とともに、本学法科大学院ウェブサイト、「法科大学院案内」および「入学試験要項」で明示し広く公表している。《別添資料18「入学試験要項（2009年度入試用）1頁」、別添資料3「法科大学院ウェブサイト」参照》

また、神戸、大阪をはじめ、東京、名古屋、福岡などの広範な地域で積極的に説明会に参加するなど事前周知のための広報活動にも努めている。《別添資料25「入試説明会一覧」参照》【解釈指針6-1-1-2】

基準 6－1－2

入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

（基準 6－1－2 に係る状況）

入学者選抜にあたっては、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、本法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づき、出身大学・学部を問わず、また、地域の社会人を含め、広く門戸を開放し、法科大学院における法曹養成教育を受ける基礎的な資質としての、明確な目的意識、論理的判断力、自己表現力および会話対応力を問う選抜試験制度を採用している。具体的には、公平性、開放性を担保するために法科大学院入学適性試験を機軸とするに加え、志願者が本法科大学院の教育理念並びにアドミッション・ポリシーを理解しそれに賛同して本法科大学院を受験しているかどうかを確認するために面接試験および志望理由書による審査を志願者全員に課す選抜試験方式を採用している。《別添資料 1 8「入学試験要項（2009 年度入試用）3 頁」、別添資料 2「法科大学院案内（2009 年度）23－24 頁」参照》

本法科大学院の入学者選抜試験は、法学未修者（修業年限 3 年）、法学既修者（修業年限 2 年）を別途選抜するのではなく、法学未修者・法学既修者のいずれの志願者も、法科大学院適性試験成績 50%、小論文 25%、集団面接 15%、書類審査（学業成績、志望理由書等）10%からなる「一般選抜試験」を受験しなければならないものとしている。法学既修者としての認定を希望する志願者は、「一般選抜試験」に合格した上で、本学法科大学院の課す「法学専門試験」に合格しなければならないものとしている。

これは、入学選抜試験の公平性、開放性を担保するためであるとともに、法学既修者として修業年限 2 年に入学を志願する者に対しても、修業年限 3 年への入学を志願する者と同様に、本法科大学院の教育理念やアドミッション・ポリシーに沿った明確な目的意識、法科大学院における法曹専門職養成教育を受けるのに必要不可欠な資質である論理的判断力、自己表現力および会話対応力を備えていることを、志望理由書の審査、小論文試験、面接試験等を通じてより適確に評価するためである。

また、本法科大学院では、資格の取得・各種試験に合格するまでの努力の過程を評価することによって、本学法科大学院のアドミッション・ポリシーのひとつに掲げている「明確な目的意識のもとでその達成のために労を惜しまない学習姿勢」を有しているかどうかの判定材料のひとつとするために、またあわせて大学等の在学者における多様な学識の有無、課外活動の成果等、社会人等における多様な実務経験・社会経験等を入学者選抜試験により適切に反映させるために、「特別評価項目」を設けている。これは、公認会計士、不動産鑑定士、医師、管理栄養士、情報処理技術者 I 種、介護福祉士などの各種資格、英検 1 級、中国語検定 1 級、TOEFL、TOEIC700 点以上、日商簿記検定 1 級などの各種検定試験成績、国家公務員 I 種、地方公務員、国税専門官、労働基準監督官、小中高校・高等専門学校教員などの 3 年以上の実務経験、博士号、修士号等の学位、社会活動実績等を「選考における満点の 10%の評価を上限」として入学者選抜試験成績に加点するものである。《別添資料 1 8「入学試験要項（2009 年度入試用）4 頁」、別添資料 2「法科大学院案内（2009 年度）25 頁」参照》

さらに、本法科大学院では、多様な社会的経験を有する人材に広く門戸を開放する（多様性の確保）との観点から、公認会計士、司法書士、医師、薬剤師、管理栄養士、社会

福祉士、不動産鑑定士、一級建築士等の資格を有し、当該資格に基づき3年以上の実務経験を有する志願者に対する「社会人（有資格実務経験者）特別選抜試験」を「一般選抜試験」とは別に設けている（入学定員60名のうち10名程度）が、この「社会人（有資格実務経験者）特別選抜試験」においても、「一般選抜試験」同様、法学未修者（修業年限3年）、法学既修者（修業年限2年）を別途選抜するのではなく、いずれの志願者であっても、法科大学院適性試験成績50%、集団面接25%、書類審査（学業成績、志望理由書等）25%からなる「社会人（有資格実務経験者）特別選抜試験」を受験し、その上で、法学既修者の認定を希望する志願者は、本法科大学院の課す「法学専門試験」に合格しなければならないものとしている。《別添資料18「入学試験要項（2009年度入試用）1頁、3頁」、別添資料2「法科大学院案内（2009年度）24－25頁」参照》

ただし、法学既修者の認定のための「法学専門試験」は、受験生の便宜を考慮し、「一般選抜試験」および「社会人（有資格実務経験者）特別選抜試験」と連続した日程で実施している（法学既修者の認定を希望する志願者は、出願時に併せて法学既修者の認定を希望する旨を「入学志願試験票」の所定欄に記載するものとしている）。《別添資料18「入学試験要項（2009年度入試用）3頁」、別添資料2「法科大学院案内（2009年度）23頁」参照》

基準 6-1-3

法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

（基準 6-1-3 に係る状況）

本法科大学院では、すべての志願者に対して入学者選抜試験を受ける公正な機会を等しく保障するため、基準 6-1-2 で述べたように、法科大学院適性試験を機軸とする入学者選抜試験を実施するとともに、自校出身者に対する優先枠などはいっさい設けていない。

2004 年度から 2007 年度までの各年度の入学者に占める神戸学院大学法学部出身学生の比率は、2004 年度 0 名、0 %、2005 年度 4 名、10%、2006 年度 4 名、13.8%、2007 年度 2 名、5.6%、2008 年度 5 名、15.2%といずれもきわめて低い水準にある。《資料 6-1 参照》【解釈指針 6-1-3-1】

資料 6-1 「入学者に占める自学法学部出身者の割合」

年度	入学者数	他大学出身者		自学出身者		
		人数	入学者に占める他大学出身者の割合	法学部以外の自学出身者の人数	法学部出身者	
					人数	入学者に占める自学法学部出身者の割合
2004 年度	35 名	35 名	100%	0 名	0 名	0%
2005 年度	40 名	35 名	87.5%	1 名	4 名	10%
2006 年度	29 名	24 名	82.8%	1 名	4 名	13.8%
2007 年度	36 名	33 名	91.7%	1 名	2 名	5.6%
2008 年度	33 名	28 名	84.8%	0 名	5 名	15.2%

※ 入学者数等は、前期日程入学試験、後期日程入学試験の合計数。

（出典：学生数の状況（別紙様式 2））

また、すべての志願者および入学者に対して、寄付等の募集はいっさい行っていない。

【解釈指針 6-1-3-2】

さらに、本学法科大学院では、なるべく多くの受験生に受験機会を保障するという観点から、入学試験を 9 月と 2 月の 2 回実施している。募集人員 60 名のうち、前期日程試験で 50 名（うち「社会人（有資格実務経験者）特別選抜」10 名）、後期日程試験で 10 名（うち「社会人（有資格実務経験者）特別選抜」若干名）をそれぞれ募集している。《別添資料 18 「入学試験要項（2009 年度入試用） 1-2 頁」参照》

基準 6－1－4

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

（基準 6－1－4 に係る状況）

本法科大学院における入学者の選抜にあたっては、法科大学院における教育を受ける基礎的な資質としての明確な目的意識、論理的判断力、自己表現力および会話対応力をより適確に評価するため、法科大学院適性試験の成績を機軸としつつ、それに加えて、大学等の学業成績・課外活動の成果、志望理由書、小論文、集団面接試験を点数化して客観的に評価するものとしている。

ことに、法科大学院での授業を履修する前提となる判断力、思考力、分析力、表現力等を適確かつ客観的に評価するため、本法科大学院では、法科大学院適性試験を重視している。2004 年度～2006 年度においては法科大学院適性試験成績に入学者選抜試験の総合成績のうち 60%を配点し、また 2007 年度以降も 50%を配点している。また、法科大学院適性試験の出願資格においては、大学入試センター実施の「法科大学院適性試験」または日弁連法務研究財団実施の「法科大学院統一適性試験」のいずれかの結果でも出願できるようにしている。《別添資料 1 8 「入学試験要項（2009 年度入試用） 1 頁、3 頁」参照》【解釈指針 6－1－4－1】

入学者選抜試験の成績評価の配点比率は、「一般選抜試験」においては、2004 年度～2006 年度までは、法科大学院入学適性試験 60%、書類審査（学業成績・志望理由書）10%、小論文（時事問題）20%、面接（集団面接）試験 10%としていたが、2007 年度からは、法科大学院における双方向型授業を受講するのに必要とされる文章表現能力・会話対応力、現代社会にかかわる課題を分析・検討して、他人の意見に耳を傾けつつ、自己の考えを的確に表明することのできる能力などの評価をより重視するため、法科大学院入学適性試験 50%、書類審査（学業成績・志望理由書）10%、小論文（時事問題）25%、面接（集団面接）試験 15%に改めた。《資料 6－2 参照》《別添資料 1 8 「入学試験要項（2009 年度入試用） 3 頁」、別添資料 2 「法科大学院案内（2009 年度） 24 頁」参照》

資料 6－2 「入学者選抜試験における配点比率(1)一般選抜試験」

法科大学院適性試験成績	小論文	面接	書類審査	特別評価項目
50%	25%	15%	10%	選考における満点の 10% の評価を上限とします。

「社会人特別選抜試験」の配点比率は、2004 年度～2006 年度までは、法科大学院入学適性試験 60%、書類審査（学業成績・志望理由書）20%、面接（集団面接）試験 20%としていたが、2007 年度からは、一般選抜試験の配点比率の変更に合わせて、法科大学院入学適性試験 50%、書類審査（学業成績・志望理由書）25%、面接（集団面接）試験 25%に改めた。《資料 6－3 参照》《別添資料 1 8 「入学試験要項（2009 年度入試用） 3 頁」、別添資料 2 「法科大学院案内（2009 年度） 24 頁」参照》

資料6-3 「入学者選抜試験における配点比率(2)社会人(有資格実務経験者)特別選抜試験」

法科大学院適性試験成績	面接	書類審査	特別評価項目
50%	25%	25%	選考における満点の10%の評価を上限とします。

「法学専門試験」は、憲法、民法、刑法の3科目と、会社法、民事訴訟法、刑事訴訟法のうち出願時に選択した2科目の合計5科目を受験するものとし、各科目60点以上(100点満点)、合計300点以上(500点満点)の者を法学既修者として認定することとしている。《資料6-4参照》《別添資料18「入学試験要項(2009年度入試用)3頁」、別添資料2「法科大学院案内(2009年度)24頁」参照》

資料6-4 「入学者選抜試験における配点比率(3)法学専門試験」

憲法	民法	刑法	会社法、民事訴訟法、刑事訴訟法の3科目の中から選択する2科目	合計
100点	100点	100点	100点×2科目(計200点)	500点

なお、各年度の配点比率の推移を示すと次のようになる。《資料6-5参照》

資料6-5 「一般選抜試験・社会人(有資格実務経験者)特別選抜試験における配点比率の推移」

		法科大学院適性試験成績	小論文	面接	書類審査	特別評価項目
2004年度	一般選抜	60%	20%	10%	10%	選考における満点の5%の評価を上限とする
	社会人特別選抜	60%		20%	20%	
2005年度	一般選抜	60%	20%	10%	10%	選考における満点の5%の評価を上限とする
	社会人特別選抜	60%		20%	20%	
2006年度	一般選抜	60%	20%	10%	10%	選考における満点の5%の評価を上限とする
	社会人特別選抜	60%		20%	20%	
2007年度	一般選抜	50%	25%	15%	10%	選考における満点の5%の評価を上限とする
	社会人特別選抜	50%		25%	25%	
2008年度	一般選抜	50%	25%	15%	10%	選考における満点の10%の評価を上限とする
	社会人特別選抜			25%	25%	
2009年度	一般選抜	50%	25%	15%	10%	選考における満点の10%の評価を上限とする
	社会人特別選抜	50%		25%	25%	

(出典：『入学試験要項 2004年度～2009年度』)

基準 6－1－5

入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

（基準 6－1－5 に係る状況）

入学者選抜に当たっては、大学等の在学者においては、多様な学識の有無、課外活動の成果等を入学者選抜試験に適切に反映させ、また、社会人等においては、多様な実務経験・社会経験等を入学者選抜試験に適切に反映させるため、法科大学院適性試験の成績だけでなく、大学等の学業成績・課外活動の成果、志望理由書、小論文、集団面接試験の結果を加味して評価するものとしている。

入学者選抜試験の成績評価の配点比率は、基準 6－1－4 でも示したように、「一般選抜試験」においては、法科大学院入学適性試験 50%、書類審査（学業成績・志望理由書）10%、小論文（時事問題）25%、面接（集団面接）試験 15%である。

「社会人特別選抜試験」の配点比率は、法科大学院入学適性試験 50%、書類審査（学業成績・志望理由書）25%、面接（集団面接）試験 25%である。

また、本法科大学院では、資格の取得・各種試験に合格するまでの努力の過程を評価することによって、本学法科大学院のアドミッション・ポリシーのひとつに掲げている「明確な目的意識のもとでその達成のために労を惜しまない学習姿勢」を有しているかどうかの判定材料のひとつとするためだけでなく、大学等の在学者における多様な学識の有無、課外活動の成果等、社会人等における多様な実務経験・社会経験を入学者選抜試験により適切に反映させるために、「特別評価項目」を設けている。《別添資料 1 8 「入学試験要項（2009 年度入試用）」 3－4 頁、別添資料 2 「法科大学院案内（2009 年度）24－25 頁」参照》【解釈指針 6－1－5－1】【解釈指針 6－1－5－2】

さらに、本法科大学院では、「一般選抜試験」における社会人等の選抜とは別に、実社会での実務経験を有する多彩な人材を確保するため、「社会人（有資格実務経験者）特別選抜試験」を設けている。これは、公認会計士、司法書士、税理士、医師、不動産鑑定士等の一定の資格を有し、かつ、当該資格に基づく 3 年以上の実務経験を有する者を、「一般選抜試験」における社会人等とは異なる、「社会人（有資格実務経験者）」として選抜しようとするものである。「社会人（有資格実務経験者）特別選抜試験」の入学定員枠は、前期（日程）試験 10 名、後期（日程）試験若干名である。《別添資料 1 8 「入学試験要項（2009 年度入試用）」 1 頁、3－4 頁、別添資料 2 「法科大学院案内（2009 年度）24－25 頁」参照》

なお、「社会人（有資格実務経験者）特別選抜試験」に合格して入学した者は、2004 年度 7 名（税理士 2 名、医師 1 名、薬剤師 1 名、司法書士 1 名、行政書士 1 名、海事保佐人 1 名）、2005 年度 9 名（医師 3 名、税理士 2 名、薬剤師 1 名、管理栄養士 1 名、不動産鑑定士 1 名、行政書士 1 名）、2006 年度 2 名（行政書士 1 名、社会福祉士 1 名）、2007 年度 1 名（行政書士 1 名）、2008 年度 3 名（社会保険労務士 1 名、司法書士 1 名、薬剤師 1 名）であった。《資料 6－6 参照》【解釈指針 6－1－5－2】

資料6-6 「社会人（有資格実務経験者）特別選抜試験」の志願者数・合格者数・入学者数の推移」

	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
志願者数	75名	19名	7名	2名	6名
合格者数	18名	12名	7名	1名	5名
入学者数	7名	9名	2名	1名	3名

※ 志願者数・合格者数・入学者数は、前期日程入学試験、後期日程入学試験の合計数。

（出典：学生数の状況（別紙様式2））

また、多様な知識・経験を有する者になるべく広く門戸を開放するため、入学金・学費も私立大学のなかではなるべく低額に抑制するとともに、本学法科大学院独自の支給奨学金（120万円・10名以内、60万円・10名以内）、貸与奨学金制度を整備するとともに、有職社会人が働きながら学習することができるよう修業年限4年から6年の長期履修制度や午後5時40分授業開始の5時限目を設け1年次の必修科目を隔年で配当するなどの措置も行っている。《別添資料18「入学試験要項（2009年度入試用）11頁」、別添資料2「法科大学院案内（2009年度）12頁、21-22頁」、別添資料11「法科大学院規則集32頁、50頁、52頁、53頁、55頁、63頁（実務法学研究科履修内規・実務法学研究科支給奨学金規程・実務法学研究科支給奨学金細則・実務法学研究科貸与奨学金規程・同窓会法科大学院貸与奨学金規程・実務法学研究科長期履修細則）」参照》

なお、年度ごとの入学者数に占める長期履修制度の利用者は、次のとおりである。《資料6-7参照》

資料6-7 「入学者に占める長期履修者の割合」

年度	入学者数	入学者のうち長期履修制度を利用する者	
		人数	割合
2004年度	35名	5名	14.3%
2005年度	40名	7名	17.5%
2006年度	29名	3名	10.3%
2007年度	36名	0名	0%
2008年度	33名	0名	0%

※ 入学者数等は、前期日程入学試験、後期日程入学試験の合計数。

※ 長期履修者は、標準修業年限が4年、5年、6年の者の合計。

（出典：学生数の状況（別紙様式2））

以上のような努力の結果、入学者数に占める法学部以外の他学部出身者（法学を履修する課程以外の課程を履修した者）と社会人経験者の割合は、それぞれ2004年度が60%と77.1%、2005年度が42.5%と55%、2006年度が34.5%と51.7%、2007年度が30.6%と38.9%、2008年度が24.2%と42.4%であり、概ね3割以上となっている。また、他学部出身者と

社会人経験者の合计数の入学者数に占める割合は、2004年度 82.9%、2005年度 62.5%、2006年度 51.7%、2007年度 50%、2008年度 48.5%でいずれも3割を超えている《資料6－8、資料6－9参照》【解釈指針6－1－5－3】

資料6－8 「入学者に占める他学部（法学部以外）出身者・社会人経験者の割合」

年度	入学者数	法学部出身者と他学部出身者			社会人経験者と社会人経験のない者		
		法学部出身者数	他学部出身者		社会人経験のない者	社会人経験を有する者	
			人数	入学者数に占める割合		人数	入学者数に占める割合
2004年度	35名	14名	21名	60%	8名	27名(7名)	77.1%
2005年度	40名	23名	17名	42.5%	18名	22名(9名)	55%
2006年度	29名	19名	10名	34.5%	14名	15名(2名)	51.7%
2007年度	36名	25名	11名	30.6%	22名	14名(1名)	38.9%
2008年度	33名	25名	8名	24.2%	19名	14名(3名)	42.4%

※ 社会人のうち、()内の数字は社会人（有資格実務経験者）特別選抜試験による入学者

※ 入学者数等は、前期日程入学試験、後期日程入学試験の合计数。

（出典：学生数の状況（別紙様式2））

資料6－9 「入学者内訳表」

区 分	2008年度	2007年度	2006年度	2005年度	2004年度
入学定員	60	60	60	60	60
入学者数	33	36	29	40	35
内、法学未修者	32	34	28	40	32
内、法学既修者	1	2	1	0	3
内、他学部出身者 または社会人経験者	16	18	15	25	29
入学定員に占める入学者数の割合	55%	60%	48.3%	66.7%	58.3%
入学者数に占める他学部出身者 または社会人経験者の割合	48.5%	50%	51.7%	62.5%	82.9%
入学者数に占める他大学出身者の割合	84.8%	91.7%	82.8%	87.5%	100%

6-2 収容定員と在籍者数

基準 6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

（基準 6-2-1 に係る状況）

本法科大学院の入学定員 60 名であり、収容定員は 180 名である。他方、年度ごとの入学者数は、2004 年度 35 名、2005 年度 40 名、2006 年度 29 名、2007 年度 36 名、2008 年度 33 名であり、在籍者数（原級留置者、休学者および長期履修者を含む）は、2004 年度 35 名、2005 年度 72 名、2006 年度 90 名、2007 年度 94 名、2008 年度 104 名であり、年度ごとの入学者数に原級留置者・休学者・長期履修者を加えた場合でも、在籍者の総数が収容定員 180 名を上回ってはいない。《資料 6-10 参照》【解釈指針 6-2-1-1】

資料 6-10 「在籍者数の推移」

		在籍者数				退学者数
			原級留置者数	休学者数	長期履修者数	
2004 年度	1 年次	32 名		2 名	5 名	3 名
	2 年次	3 名				
	合計	35 名		2 名	5 名	3 名
2005 年度	1 年次	42 名	2 名	3 名	7 名	3 名
	2 年次	27 名		1 名	5 名	1 名
	3 年次	3 名				
	合計	72 名	2 名	4 名	12 名	4 名
2006 年度	1 年次	28 名	4 名	4 名	3 名	5 名
	2 年次	37 名	2 名	3 名	6 名	
	3 年次	25 名	0 名	3 名	4 名	
	合計	90 名	6 名	10 名	13 名	5 名
2007 年度	1 年次	39 名	5 名	4 名	0 名	6 名
	2 年次	23 名	3 名		3 名	4 名
	3 年次	32 名	4 名	2 名	10 名	1 名
	合計	94 名	12 名	6 名	13 名	11 名
2008 年度	1 年次	42 名	10 名		0 名	
	2 年次	25 名	1 名		0 名	
	3 年次	35 名	8 名		8 名	
	合計	104 名	19 名		0 名	

※ 修業年限 4 年～6 年の長期履修者のうち、4 年以上在籍している者については、3 年次の在籍者に含めてある。（出典：学生数の状況（別紙様式 2））

基準 6-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

（基準 6-2-2 に係る状況）

本法科大学院の入学定員は 60 名である。本法科大学院の入学者数は、2004 年度 35 名、2005 年度 40 名、2006 年度 29 名、2007 年度 36 名、2008 年度 33 名であり、いずれも入学定員（60 名）に達していない。《資料 6-1 1 参照》【解釈指針 6-2-2-1】

資料 6-1 1 「本法科大学院の志願者数・合格者数・入学者数の推移」

	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
志願者数	846 名	336 名	166 名	110 名	103 名
合格者数	108 名	163 名	96 名	78 名	62 名
入学者数	35 名	40 名	29 名	36 名	33 名
入学定員に対する入学者の割合	58.3%	66.7%	48.3%	60%	55%

※ 志願者数、合格者数とも、前期日程入学試験、後期日程入学試験の合計数。

※ 志願者数、合格者数とも、一般選抜試験、社会人特別選抜試験の合計数（一部、両者の重複を含む）。
（出典 学生数の状況（別紙様式 2））

本法科大学院では、入学定員を設定するに際して、法学未修者である修業年限 3 年の入学者数を概ね 40 名、法学既修者である修業年限 2 年の入学者数を概ね 20 名と想定し、合計で 60 名の入学定員とした。しかしながら、法学既修者の入学者数は、2004 年度 3 名、2005 年度 0 名、2006 年度 1 名、2007 年度 2 名、2008 年度 1 名と、いずれの年度も概ね 20 名の想定数を下回る状況となっている。《資料 6-1 2 参照》

資料 6-1 2 「本法科大学院における法学既修者認定試験の志願者数・合格者数・入学者数の推移」

	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度
志願者数	152 名	75 名	35 名	18 名	13 名
合格者数	14 名	9 名	3 名	4 名	1 名
入学者数	3 名	0 名	1 名	2 名	1 名

※ 志願者数、合格者数とも、前期日程入学試験、後期日程入学試験の合計数。

（出典：学生数の状況（別紙様式 2））

2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点

本法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な学識・課外活動経験を有する大学等の在学者、多様な実務経験・社会経験等を有する社会人等に広く門戸を開放する方針を採用し実施している。

例えば、大学等の在学者については多様な学識・課外活動経験の有無を、社会人等については多様な実務経験・社会経験等の有無を入学者選抜試験により適確に反映させるため、入学者選抜試験では、法科大学院適性試験の成績だけでなく、大学等の学業成績・課外活動の成果、志望理由書、小論文、集団面接試験の結果を加味して評価するものとし、また、各種資格等を取得・合格する過程でなされた努力を評価するため「特別評価項目」も設けている。

ついで、「一般選抜試験」における社会人等の選抜とは別に、実社会での実務経験を有する多彩な人材を確保するため、「社会人（有資格実務経験者）特別選抜試験」も別途設けている。

さらに、多様な知識・経験を有する者になるべく広く門戸を開放するため、入学金・学費も私立大学のなかではなるべく低額に抑制するとともに、本学法科大学院独自の支給奨学金（120万円・10名以内、60万円・10名以内）、貸与奨学金制度を整備するとともに、有職社会人が働きながら学習することができるよう修業年限4年から6年の長期履修制度や、午後5時40分授業開始の5時限目を設け1年次の必修科目を隔年で5時限目に配当するなどの学習支援措置も積極的に行っている。

これらの努力の結果、入学者数に占める法学部以外の他学部出身者と社会人経験者の合計数の割合は、2004年度82.9%、2005年度62.5%、2006年度51.7%、2007年度50%、2008年度48.5%でいずれも3割を超えている。

改善を要する点

本法科大学院の入学者数は、2004年度35名、2005年度40名、2006年度29名、2007年度36名、2008年度35名であり、いずれも入学定員の60名に達しない状況が続いている。このため、神戸・大阪をはじめ、東京、名古屋、福岡などの広範な地域で説明会に参加するなど積極的に広報活動に努めているが、いまだその効果が実績として反映されるにはいたっていない。

しかしながら、法科大学院適性試験の受験者数そのものが2004年度以降減少し続けていることや、特定の大規模・有名校へ受験者が集中する傾向が年々強まっている状況を勘案するならば、入学定員を確保するためには、より積極的・効果的な広報活動を展開していく必要があるだろう。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

（基準7-1-1に係る状況）

本法科大学院が掲げる教育理念・目的および履修について説明するため、本法科大学院設置の2004年度以来毎年度、入学者および在学生に対し、履修ガイダンスを実施してきた。法科大学院開校以降2008年度も入学者全員が出席している。

日程の点で言えば、2004年度入学者に対しては6日間の日程で、2005年度入学者・在学生に対しては前期定期試験前に補講時間を設けることに伴い日程を3日間に短縮して、2006年度入学者・在学生に対しては4日間の日程で、2007年度入学者・在学生および2008年度入学者・在学生に対しては効率化を図り3日間の日程で、それぞれ履修ガイダンスを実施した。【解釈指針7-1-1-1】

2008年度の場合を例に、以下、具体的に説明しておく。《別添資料1「履修の手引I（2008年度）」1-33頁、別添資料4「ガイダンススケジュール」、別添資料5「ガイダンス配布資料一覧」参照》

1日目は、「入門編」として、本法科大学院が期待する法曹像を説明するとともに、理論教育と実務教育の架橋を図るために、法科大学院の設置理念・目的、カリキュラムの全体（法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の違い等）等について、次に「学習生活編」として、奨学金、守秘義務、ハラスメント防止と根絶などについて、さらに「履修編」として、授業時間割・シラバス、履修登録方法、成績評価・授業評価、指導担任制度・チューター・カウンセラー制度について説明を行い、チューター・カウンセラー・教育準備研究支援室の担当者および指導担任教員をそれぞれ紹介した。長期履修制度希望者には更に別に時間を確保し説明を行った。【解釈指針7-1-1-2】【解釈指針7-1-1-3】【解釈指針7-1-1-4】

学生の授業科目の履修については、4つの履修モデル（ホーム・ドクター的法曹養成モデル、地域企業法曹養成モデル、行政支援法曹養成モデルおよび国際涉外法曹モデル）を「履修の手引I」等に掲載し履修選択の指針として指導するとともに、履修ガイダンスで説明した上で、開校の2004年度以降毎年度割り当てている指導担任教員が各学生の個別的履修指導を行い、偏った履修が生じないように配慮している。

2日目は、入学式開始前に、入学手続きおよび奨学金制度について説明を行った。

3日目は、法情報調査のために、インターネットによる判例・文献検索方法やツールの利用案内・利用方法説明などの基本手法、PCやネットワークの利用などについて指導を行った。加えて、図書館の利用などについても説明を行った（解釈指針2-1-3-2（3）アを参照）。《別添資料26「LIBRARY GUIDE」、別添資料27「神戸学院大学情報倫理指針」、別添資料28「パソコン室ガイダンス（法情報検索）の概要」参照》

なお、各開講科目における教育目的、授業内容、教育方法や成績評価の基本的な基準（評価項目、各項目の評価割合、評価方法、最終的な成績評価基準）などの説明および

指導については、2005年度から、各科目の最初の授業時にも行うことにしている。

基準 7-1-2

各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

（基準 7-1-2 に係る状況）

教員が学生の個別の質問等に応じ、学習・研究を支援するために、いわゆるオフィス・アワーに相当する「個別・研究指導の時間」を設定し、それを時間割に明記して周知している。《資料 7-1 参照》《別添資料 8 「授業時間割（2008 年度）」参照》【解釈指針 7-1-2-1】

資料 7-1 「個別指導」

① 個別指導

個別指導とは、本学独自の充実型オフィス・アワーのことです。個別指導の時間は、実務法学研究科のすべての専任教員（および一部の客員教授）の授業科目に対応して、正規の時間割上に配置されています。授業でわからないところ、疑問に思ったところはもちろん、授業内容以外でもその授業科目に関することなら何でも積極的に質問に行ってください。個別指導の時間には、すべての専任教員は研究室で（一部の客員教授については客員教授控室で）必ず待機しています。また、教員によっては、個別指導の時間を利用して授業の補習等が行われることもあります。

なお、個別指導は、教員の研究室または教育研究指導室（3 階）で行います。

（出典：「履修の手引 I（2008 年度）10-11 頁」）

また、各領域毎に教育補助職員（チューター）制度を導入して、当該教員が不在の場合や個別指導時間を利用できない場合に備え、学生の学習相談等を支援する体制を整えている。

学習指導等を行う場合、教員の研究室や教育補助職員（チューター）控え室等でも可能であるが、専用スペースとして、教育・研究指導室を 4 室設けている。《別添資料 2 9 「法科大学院校舎図」参照》

学生一人一人には、専用のメールボックスを設けており、学生への連絡や授業教材、課題レポート等の配布などにおいて活用している。《資料 7-2 参照》《別添資料 2 9 「法科大学院校舎図」参照》【解釈指針 7-1-2-2】

資料 7-2 「メールコーナー」

(3) メールコーナー

学生個人に対する連絡事項は、掲示以外にメールコーナーのレターケースに投函する場合があります。掲示同様、毎日機会あるごとに確認するように心掛けてください。

（出典：「履修の手引 I（2008 年度）12 頁」）

以上については、本法科大学院設置の 2004 年度以来実施しているところである。

基準 7-1-3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-1-3 に係る状況)

各領域毎に教育補助職員 (チューター) 制度を導入している。《資料 7-3 参照》。

資料 7-3 「チューター」

③ チューター (教育補助職員)

チューターは、教員の授業補助をするだけでなく、法学初学者の学修をサポートします。法令・判例等の調べ方や、各科目の学修の仕方がわからない場合は、積極的にチューターを活用してください。

チューターは、公法系、民事法系、刑事法系、展開・先端系の法領域別に配置される予定です。

(出典「履修の手引 I (2008 年度) 11 頁」)

チューターを 4 人以上確保し、指導担当教員が不在の場合や個別指導時間を利用できない場合に備え、学生の学習相談等を支援する体制を整えている。チューターの出勤時間は掲示して学生への周知を徹底している。

以上については、本法科大学院設置の 2004 年度以来毎年度実施しているところである。ただし、2008 年度のチューターは、辞退者が一人出たため、現在 3 名である。後期に向けて、1 名の補充採用を進めている。《別添資料 30 「チューターシフト表」参照》

7-2 生活支援等

基準 7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

（基準 7-2-1 に係る状況）

学生の経済的支援のため、本法科大学院設置と同時に、学費を入学金 20 万円、年間学費 120 万円と低額に設定した。特に長期履修者の学費（授業料）については、「標準修業年限 3 年の場合の年間学費 120 万円×3 年分を履修年限で除した額」とすることで、不公平にならないよう配慮している。また、全ての学生につき、「納期に納入することが著しく困難と認められた者」については、分納を許可することになっている。《別添資料 1 1 「法科大学院規則集 49 頁（学費分納規程）」参照》

さらに、修学の機会をより広く提供するため、「日本学生支援機構」の奨学金の利用を勧めるだけでなく（第一種 14 名、第二種 7 名、そのうち併用受給者 5 名）、本学独自の「支給奨学金」「貸与奨学金」「同窓会貸与奨学金」制度を下記のとおり設けてもいる。《資料 7-4 参照》《別添資料 1 1 「法科大学院規則集 50-57 頁（支給奨学金規程・支給奨学金規程細則・貸与奨学金規程・同窓会貸与奨学金規程）」参照》

資料 7-4 「奨学金」

10. 奨学金

(1) 支給奨学金

実務法学研究科に在学する学生のうち、学業、人物ともに特に優秀である学生には、**神戸学院大学法科大学院支給奨学金**が支給されます。

支給金額／支給対象人数は、各学年ごとに

2008 年度以降の入学生は

120 万円（年間）／10 名以内

60 万円（年間）／10 名以内

2007 年度以前の入学生は

120 万円（年間）／10 名

60 万円（年間）／10 名

支給奨学金の支給対象者は、入学年次においては入学試験の成績（法学既修者は法学専門試験の成績）によって、次年次以降は、前年度の学業成績（GPA 換算）によって選考します。なお、いったん支給対象者に決定しても、退学もしくは除籍となったとき、または学業成績が著しく不振な場合には、当該年度の支給が取り消される場合があります。

(2) 貸与奨学金

実務法学研究科に在学する学生のうち、経済的理由により修学が困難と認められる学生で、申込申請選考後、採用されれば**神戸学院大学法科大学院貸与奨学金**の貸与を受けることができます。貸与額は、年額 120 万円（利率年 1.5%、返済期間最長 20 年）で、標準修業年限内であれば継続して貸与を受けることができます（ただし、貸与の申請は年度ごとに行う必要があります）

す)。ただし、日本学生支援機構奨学生に採用された学生は、本奨学生となることができません。

また、**神戸学院大学同窓会法科大学院貸与奨学金**（年額60万円、無利息、返済期間最長10年、5名以内）は、支給奨学金、日本学生支援機構、神戸学院大学貸与奨学金の支給または貸与を受けている学生であっても、それらの奨学金と併合して申し込むことができます。

（出典：「履修の手引Ⅰ（2008年度）9頁」）

なお、支給奨学金については、入学者が定員を割り込んでいるため、成績が特別優秀であるとは言いがたい学生にまでその支給がなされるに至っており、貸与奨学金とは別に支給奨学金を設けている趣旨が発揮されていないという反省を踏まえ、一定の基準を超える優秀な成績の者だけに支給されるように見直しを行った。

2008年度の「支給奨学金」の実際の受給者は120万円が1年生8名、2年生10名、3年生10名で、60万円が1年生8名、2年生10名、3年生10名である。

2007年度の「貸与奨学金」2名、同年度「同窓会貸与奨学金」14名である（2008年度はいずれも選考手続き中）。

以上のように、経済的支援が必要な学生の奨学金制度は充実している。【解釈指針7-2-1-1】

経済的支援、学習相談以外の健康相談や生活相談は、カウンセラー2人体制で、授業期間中は週2回、長期休暇期間中は1～2回、相談日を設け、1階の医務室で相談・助言を行っている。これも本法科大学院設置以来毎年度行っている。2007年度は延べ95人の相談があった。《参考資料7-5》《別添資料29「法科大学院校舎図」、別添資料31「相談室のご案内」参照》【解釈指針7-2-1-2】

資料7-5「カウンセラー」

④ カウンセラー

授業期間中の週2日間、メンタルな悩みの相談に対応し適切なカウンセリングを提供するため専門のカウンセラーが医務室で待機しています。法科大学院の学修では、試験等への不安を含めさまざまなストレスがかかることがあります。ちょっと不安定かな？ 体調がわるいなと感じたら、臆することなく相談してみてください。いうまでもありませんが、皆さんのプライバシーは厳守されます。

（出典：「履修の手引Ⅰ（2008年度）11頁」）

種々のハラスメント（セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ジェンダー・ハラスメント）の防止には、大学全体で努めるとともに、その被害の相談窓口、苦情申し立ての受け付け体制を整えている。相談の方法は、多岐にわたり、面接、電話・ファックス（専用回線）、電子メール、文書が利用できる。

《別添資料32「人権問題委員会規程」、別添資料33「ハラスメント防止委員会規程」、別添資料34「ハラスメント防止の根絶に向けて」、別添資料35「パラレル」参照》そのほか、教員と学生の懇談会を実施している。《別添資料36「学生との懇談会開催案内」参照》

7-3 障害のある学生に対する支援

基準 7-3-1

身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

(基準 7-3-1 に係る状況)

現在、車椅子を使用している者のために、車椅子専用トイレを1階と2階にそれぞれ整備している。

また、毎年、入学試験要項には、身体の機能の障害等により、受験時または入学後に特別な配慮を必要とされる場合は、必ず、出願前に申し出るよう明記している。《資料 7-6 参照》

資料 7-6 「障害者への案内」

※身体の機能の障害等により、受験時または入学後に特別な配慮を必要とされる場合は、必ず、出願前に「法科大学院事務室」に申し出てください。

(出典：「入学試験要項 9 頁」)

身体に障害を持つ者からの受験希望があった場合、適切に配慮する体制が整っている。

【解釈指針 7-3-1-1】

本法科大学院設置以来、身体に障害を持つ受験生で、かつ事前に配慮を求めた者はいなかった。ただし、2007 年度に実施した 2008 年度入学試験の際、身体に障害を持ちながらも事前に特別な配慮を求めてはいなかった受験生 1 名が受験当日体調不良を訴えたため特別な配慮を行った経緯がある。

現時点においては身体に障害をもつ在籍者はいないが、今後そのような障害者が入学してきた場合、その学生からの事前相談を踏まえたうえで、学生の障害の状況に応じた支援を最大限配慮する方針である。これについては学生委員が具体的に担当することになっている。《資料 7-7 参照》

資料 7-7 「神戸学院大学学生委員会規程 (2003 年 12 月 18 日)」(抜粋)

(設置)

第 1 条 本学に神戸学院大学学生委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第 2 条 委員会は、本学学生の安全の確保、人格形成の陶冶の支援、学習機会の確保(講義の提供等を除く)のための各種援助、障害者の諸問題解決及び本学学生の当面する個人的問題についての相談・助言・支援等を目的とする。

(委員会の審議事項)

第 3 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

(1) 学生指導、学生支援等に係る諸問題

- (2) 本学における障害者の諸問題を解決するための方針と方策
- (3) 学生相談室の運営及び一般学生相談に関する事項
- (4) 大学会館の運営に関する事項
- (5) 学生の外国大学への留学、研修に関する事項
- (6) 外国人留学生等の生活支援に関する事項
- (7) 学生の死亡弔慰金及び傷害医療費の支給に関する事項
- (8) 自己点検評価制度(学生援助活動部門)に関する事項
- (9) その他、学生の厚生補導等に関する事項

(出典：「神戸学院大学規則集」)

これまで本学の学部（有瀬キャンパスおよびポートアイランドキャンパス）では、建物にはエレベーターを設置し、校内はいわゆるバリアフリー等に努めてきた。個別・具体的には、さらに、例えば、視覚障害学生（身体障害者等級表1級）あるいは肢体不自由学生（同）などには、受験においても授業においても、受験生・学生の要望を聴いたうえで適切に配慮してきた。

以上のような方針と実際の配慮は、法科大学院（長田キャンパス）でも同様であり、障害者が受験あるいはまた入学した場合、必ず配慮することになっており、予算措置を必要とする場合には、必ず予算措置を講じることになっている。【解釈指針7－3－1－2】【解釈指針7－3－1－3】

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準 7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準 7-4-1 に係る状況）

本法科大学院設置以来 2008 年度においても、学生は、法曹を目指し勉学に励んでいるため、その目的達成のために必要な教育、指導、助言、情報提供に力を入れている。また、法曹以外の職業への進路を希望する学生は、本学の「学生支援センター」が利用できる。《資料 7-8 参照》

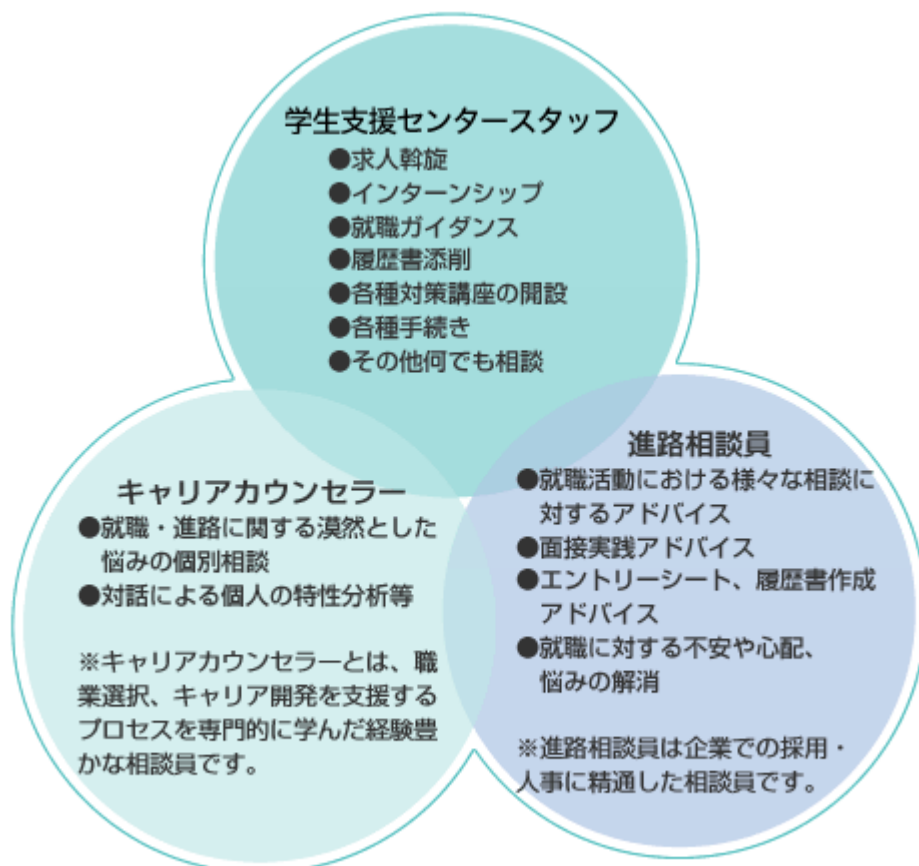
また、ジュリナビにも参加し、学生が利用できるようにしている。【解釈指針 7-4-1-1】

資料 7-8 「学生支援センターによる就職支援」

就職・進路の三位一体支援

学生支援センターとキャリアカウンセラーと進路相談員が

あなたの就職活動を強力にバックアップします。



		月	火	水	木	金
進路支援事務室(KAC)スタッフ・学生支援事務室(KPC)スタッフ 予約不要		9:00～17:00				
キャリア カウンセラー 予約制 (50分)	有瀬キャンパス(KAC)	/	/	10:00～15:00	/	10:00～16:00
	ポートアイランド キャンパス(KPC)	/	10:00～16:00	10:00～16:00	/	/
進路相談員 予約不要	有瀬キャンパス(KAC)	/	10:00～16:00	10:00～16:00	/	10:00～16:00
	ポートアイランド キャンパス(KPC)	/	10:00～16:00	10:00～16:00	/	/

(出典:「神戸学院大学ウェブサイト」)

http://www.kobegakuin.ac.jp/support/support_room.html

今後とも各学生の進路希望に沿った情報の収集・提供、指導、助言に努めていく所存である。

2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点

学生の支援体制としては、前述したように、履修ガイダンスの実施、教育補助職員（チューター）制度の導入、学生一人ひとりへの専用メールボックスの設置、ロッカーの貸与、支給奨学金および貸与奨学金の制度完備などを具体的にパンフレット等で受験者および学生に約束してきたが、それらを全て実行し、約束を果たしてきている。

改善を要する点

チューターは、法科大学院開設以降4名以上採用してきた。ところが、現在のチューターの数、1名辞退者が出たため、3名である。現在、後期に向けて1名の補充採用を図っている。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格と評価

基準8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

（基準8-1-1に係る状況）

本法科大学院では、徹底した少人数教育を行うのにふさわしい数の教員を確保している。法科大学院設置に必要な専任教員数12名を上回る18名の教員を配置し、専任教員一人当たり学生が10名という少人数の指導体制を整えている。（必須資料「別紙様式3」参照）

また、専任教員、兼任教員、および客員教授の名簿は、学歴、取得学位、職歴、所属学会、研究課題、研究業績、社会活動、講演など協力可能なテーマおよび実績等を、以下のウェブサイトで公開している。《資料8-1参照》【解釈指針8-1-1】

《資料8-1》

専任教員

秋野 成人	（刑事法総合 III）
板倉 集一	（知的財産法）
今川 嘉文	（会社法、商法、民事法総合 II、金融商品取引法）
大塚 明	（民事訴訟法、高齢者・障害者法、エクスターンシップ）
大山 弘	（刑法 I、刑法 II、刑事法総合 I）
岡本 篤尚	（憲法 I、憲法 II、公法総合 I）
乙部 哲郎	（行政法、公法総合 II、行政救済法）
樺島 正法	（民事訴訟実務 I、民事訴訟実務 II、民事法総合 V、エクスターンシップ）
上脇 博之	（憲法 III、公法総合 III）
小櫻 純	（企業年金法）
品田 充儀	（労働法、社会保障法）
多田 徹	（刑事訴訟実務 II、エクスターンシップ）
田中 康博	（民法 II、民法 III、民事法総合 I、相隣関係法）
丹治 初彦	（法曹倫理、刑事訴訟実務 I、エクスターンシップ）
富澤 敏勝	（国際取引法、国際私的紛争処理、国際企業法務）
野田 輝久	（民事法総合 VI）
増成 牧	（民法 I、民事法総合 IV）
山口 直也	（刑事訴訟法、刑事法総合 II、国際人権法、子どもの権利）

兼 担 教 員

岡田	豊基	(企業取引法)
角森	正雄	(民事法総合 VII)
佐藤	雅美	(経済刑法)
杉木	明子	(国際関係論)
田中	裕明	(経済法)
中村	宏	(政治学原論)
安井	一浩	(会計学)
吉川	直人	(比較法文化、法史学)

客 員 教 授

上田	賀代	(民事訴訟実務特別講義)
上田	日出子	(家庭と法)
荏原	明則	(環境法)
鹿島	久義	(執行・保全法、倒産処理法)
川岸	繁雄	(国際法)
河端	亨	(消費者保護法)
佐藤	達哉	(法と心理学)
田中	久雄	(企業法務)
永井	光弘	(消費者保護法)
西畑	彰夫	(税法)
松本	正好	(交通事故処理)
耳野	健二	(法哲学)
宮川	聡	(民事法総合 III)
山下	登	(医事法)

(出典：神戸学院大学法科大学院ウェブサイト (教育スタッフ))

http://www.ls.kobegakuin.ac.jp/~ls/gaiyou_2.html)

基準 8－1－2

基準 8－1－1 に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8－1－2 に係る状況)

- (1) 専攻分野について、本年度からは、教育又は研究上の業績を大学ウェブサイト (http://www.kobegakuin.ac.jp/general-information/soran/07_daigakuin/index.html) の教員総覧に集約し学内外に開示している。【解釈指針 8－1－1・2－1】
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
(1) と同様である。
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識および経験を有する者
(1) と同様である。

なお学外での公的活動や社会貢献活動についても教員総覧で学内外に開示している。

【解釈指針 8－1－2－2】

また、教員数は、大学設置基準を満たしている。すなわち専任であるが他学部・大学院の専任教員（いわゆる「専・他」の教員）は、4名であるが、この人数は、専門職大学院設置基準附則に定める本法科大学院に必要な専任教員 12 名の 3 分の 1 を超えず、この 4 名を除く他の教員は、他の学部や大学院の専任教員となっていない。（必須資料「別紙様式 3」、「別紙様式 4」参照）【解釈指針 8－1－2－3 および 4】

基準 8－1－3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

（基準 8－1－3 に係る状況）

「神戸学院大学大学院実務法学研究科（法科大学院）教育職員規程」を制定し、同規定に基づく選考委員会を適宜、設置し、適切に評価するための体制を整えている。

規定の内容は、以下の通りである。《資料 8－2 参照》

資料 8－2

神戸学院大学大学院実務法学研究科（法科大学院）教育職員規程（抜粋）

（組織）

第1条 実務法学研究科(法科大学院)(以下「研究科」という。)における教育職員の採用又は昇任については、研究科長又は3名以上の研究科委員会(以下「委員会」という。)構成員の発議により、3名以上の選考委員会を組織する。

（業務）

第2条 選考委員会は、本規程第6条に定める選考基準に基づき必要な資料の調査にあたり調査結果を委員会に報告する。

（審議）

第3条 委員会は選考委員会からの報告を受けて審議し、その可否を決定する。

（議決）

第4条 前条の決定は、投票によるものとし、3分の2以上の構成員が出席して、その3分の2以上の賛成を要する。

（報告）

第5条 委員会が採用又は昇任を議決したときは、研究科長はその旨を学長を通じ大学院委員会に報告する。

（選考基準）

第6条 研究科の教育職員の選任は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者とする。

- (1) 専攻分野について教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

（出典：「法科大学院規則集 26 頁」）

また、兼任教員および客員教授については、客員教授（国内）規則 第3条に基づき、専任教員選考に準じて選考している。《別添資料 3 7 「客員教授（国内）規則」参照》

8-2 専任教員の配置と構成

基準 8-2-1

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

2004年度：専任教員19名 教授18名、助教授1名

2005年度：専任教員21名 教授20名、助教授1名

2006年度：専任教員20名 教授19名、助教授1名

2007年度：専任教員17名 教授16名、准教授1名

評価年度：専任教員18名 教授17名、准教授1名

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）担当者としては、各科目に1名以上の専任教員を配置しており【解釈基準8-2-1-3】、さらに展開・先端科目の重点科目（労働法、知的財産法、国際取引法）においても専任教員を配置し学生の指導体制を整えている。

この専門性は、当法科大学院では、一人一専攻に限られている。【解釈基準8-2-1-1】

また、専任教員18名中、17名が、教授である。【解釈基準8-2-1-2】。

さらに入学定員100名を超えない小規模な本法科大学院において【解釈基準8-2-1-4】、特に設置の理念に従い、地域社会の特質に照らして、重点科目として、労働法、経済法、知的財産法、国際取引法の4科目を、その他の選択科目として環境法、家庭と法、医事法、経済刑法、消費者保護法、税法、企業年金法、金融商品取引法、執行・保全法、倒産処理法、国際法、国際人権法、国際私的紛争処理、国際企業法務、交通事故処理、社会保障法、子どもの権利、高齢者・障害者法を、それぞれ開講している。

このうち、専任教員は、重点科目の労働法、知的財産法、国際取引法から、先端・展開科目である高齢者・障害者法、企業年金法、子どもの権利、金融商品取引法、国際人権法まで幅広く担当している。【解釈基準8-2-1-5】（必須資料「別紙様式3」、「別紙様式4」参照）

基準 8－2－2

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

（基準 8－2－2 に係る状況）

法律基本、実務基礎、展開・先端科目のいずれにおいても、本学の理念・教育目的に照らして専任教員を適正に配置しており【解釈基準 8－2－2－1】、専任教員の年齢構成は、40 歳代から 60 歳代までであり、平均年齢は 54 歳と年齢構成上もバランスが取れている。【解釈基準 8－2－2－2】（必須資料「別紙様式 3」、「別紙様式 4」参照）

専任教員は、憲法、民法、刑法、商法に各 2 人、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法、労働法・社会保障法、知的財産法、国際取引法に各 1 人配置し、法律基本科目のすべてを網羅しており、特定の分野に偏ることはない。また、地域密着型のホーム・ドクター的法曹を養成するという目的達成のため、さらに金融商品取引法、高齢者・障害者法、企業年金法、国際私的紛争処理、国際企業法務、国際人権法、子どもの権利などの重要な展開先端分野、および、法曹倫理、エクスターンシップ、民事訴訟法実務、刑事訴訟法実務、各種総合科目も専任教員が担当している。

8-3 実務経験と高度な実務能力を有する教員

基準 8-3-1

基準 8-2-1 に規定する専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準 8-3-1 に係る状況)

2008 年度専任教員 18 名中、4 名は実務家（弁護士）教員である。同 4 名は 5 年をはるかに超える 20 年以上の実務経験を有し、高度の実務の能力を生かして、実務経験に関連する科目を担当している。【解釈基準 8-3-1-1】

みなし専任教員はその内 1 名であるが、同教員は、6 単位以上の授業科目を担当し、研究科委員会にも出席し、教員としても研究科委員としても、その役割を果たしている。（必須資料「別紙様式 3」参照）《資料 8-3、資料 8-4 参照》【解釈基準 8-3-1-2】

資料 8-3

神戸学院大学大学院実務法学研究科（法科大学院）教育職員規程（抜粋）

第6条 研究科の教育職員の選任は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者とする。

- (1) 専攻分野について教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

2 前項により選任される教育職員のうち一定数は、高度の実務上の能力と経験を有する者（以下「実務家教員」という）とする。

3 実務家教員のうち一定数は、一般の専任教育職員とは異なる勤務形態により勤務する者とし、みなし専任教員という。

（みなし専任教員）

第7条 前条第3項に定める教育職員は、通年 6 単位の授業負担及びその他の専任教育職員としての職務を行うものとする。

（出典：「法科大学院規則集 26 頁」）

資料 8-4

神戸学院大学大学院実務法学研究科（法科大学院）実務家みなし専任教員規程

2004年4月1日制定

（目的）

第1条 この規程は、学校法人神戸学院神戸学院大学就業規則第3条第3項に基づき、神戸学院大学大学院実務法学研究科（法科大学院）実務家みなし専任教員（以下「実務家みなし専任教員」という。）に関する必要な事項を定める。

（採用基準）

第2条 実務家みなし専任教員の採用基準は、神戸学院大学大学院実務法学研究科（法科大学院）（以下「実務法学研究科」という。）の教育職員採用・昇任の基準に関する規定を準用する。ただし、

採用定数の範囲とする。

(任用期間)

第3条 実務家みなし専任教員の任用期間は3年とする。ただし、神戸学院大学が必要と認めたときは、1回に限り更新することができる。

(職務)

第4条 実務家みなし専任教員は、通年6単位の授業負担とカリキュラム編成等の研究科運営に係る諸会議及び教育研修に出席しなければならない。

(任用手続)

第5条 実務家みなし専任教員の採否の決定は、学年始めの3か月前までに大学院実務法学研究科(法科大学院)委員会及び大学院委員会の議を経て、理事長が行う。

2 第3条ただし書による更新の場合も同様の手続きとする。

3 同条第1項の手続きを経た後に発令通知書を交付する。

(処遇)

第6条 実務家みなし専任教員の給与については、別に定める。

附 則

この規程は、2004年4月1日から施行する。

(出典：「法科大学院規則集27頁」)

基準 8－3－2

基準 8－3－1 に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

（基準 8－3－2 に係る状況）

8－3－1 のとおり実務としての経験を有する者は、専任教員 18 名のうち4名であり、すべて法曹の経験がある。（必須資料「別紙様式 3」参照）

8－4 専任教員の担当授業科目の比率

基準 8－4－1

各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

（基準 8－4－1 に係る状況）

教育上主要な科目である法律基本科目群、法律実務基礎科目群には原則として専任教員を配置し、展開・先端科目群の重点科目である労働法、知的財産法、国際取引法も専任教員による指導体制を執っている。そのうち必修科目の専任担当比率は、10割である。

【解釈基準 8－4－1－1】開講授業科目一覧（必須資料「別紙様式 1」参照）

8－5 教員の教育研究環境

基準 8－5－1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

（基準 8－5－1 に係る状況）

2008 年度、全教員 20 単位以下の負担であり、「望ましい基準」を満たしている。【解釈基準 8－5－1－1】（必須資料「別紙様式 3」参照）

基準 8－5－2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

（基準 8－5－2 に係る状況）

海外および国内研究等は本学海外および国内研究員規定上は可能であるが、完成年度までは法科大学院教育に専念することを主目的としているため、長期の研究専念期間の実施は見合わせていた。完成年度以後については、国内外を問わず研究専念の機会が認められている。《別添資料 3 8 「海外研究員規程」、別添資料 3 9 「国内研究員規程」参照》

資格としては、海外研究員として派遣されることのできる者は、海外研究員として派遣される年度の 4 月 1 日において、本学に 2 年以上専任教職員として在職する者であることを要し、かつ、長期海外研究員に関しては、その日において原則として 55 歳以下の者であること、また、国内研究員の資格は、派遣される年度の 4 月 1 日において本学に 2 年以上専任の職員として在職する者であることを要する。この基準は、候補者選考の際の判断資料となる。

基準 8－5－3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

（基準 8－5－3 に係る状況）

教育研究上の職務を支援・補助するため、2008 年度以降は事務職員 4 名、アルバイト 2 名（交代制）、教育準備・研究支援室職員 2 名（交代制）、教育補助職員（チューター）3 名が配置されている。

《別添資料 4 0 「事務組織図」、別添資料 4 1 「事務室座席配置図」参照》

2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点

1. 教員の教育指導能力は、創設以来、適切に評価され、その評価体制も整っている。実務家教員の能力・経験に問題はなく、各教員は、適正な授業負担にある。その結果、各法領域の年次進行に伴う教育目標を達成している。

2. 実務経験と高度な実務能力を有する専任教員は、全員が、20 年以上の法曹経験を有する。

3. 法律基本科目、実務基礎科目、および展開・先端科目のほとんどを専任教員が担当している。

4. 地域密着型のホーム・ドクター的法曹を養成するという目的のため、基準を超える専任教員を配置している。

改善を要する点

具体的にサバティカル・リープの実現に努める必要がある。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

(基準9-1-1に係る状況)

法科大学院の運営に関する重要事項を審議する独自の組織として、実務法学研究科規則および実務法学研究科委員会規則を定め、研究科委員会を置いている。

准教授、見なし専任教授も同規則に基づき公平に参加している。すなわち、実務法学研究科委員会規則の第2条では、「委員会は、研究科専任の教授および准教授(研究科教育職員選考規程に定めるみなし専任教員を含む。)をもって構成する」と定めている。【解釈基準9-1-1-1】

また、同規則に基づき選挙で選ばれる研究科長が置かれている。【解釈基準9-1-1-2】

さらに、実務法学研究科実務家みなし専任教員規程を定め、同規程の第4条により、実務家みなし専任教員は、通年6単位の授業負担とカリキュラム編成等の研究科運営に係る諸会議および教育研修に出席しなければならないとされ、教育課程の編成等に関し権限を持ち、責任を担っている。【解釈基準9-1-1-4】

以上の者のみによって、法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、入学者選抜、およびその他運営に関する重要事項が審議され、全学的な大学院委員会においてそれが尊重されている。《別添資料1-1「法科大学院規則集20頁、24頁(実務法学研究科規則・実務法学研究科委員会規則)」、別添資料4-2「大学院委員会規則」参照》【解釈基準9-1-1-3】

基準 9－1－2

法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

（基準 9－1－2 に係る状況）

法科大学院生の教育および学生生活、教員の教育研究に支障が生じることがないようにするため、法科大学院専用事務室を設置し、事務室専従職員 4 名、アルバイト 2 名（交代制）、教育準備・研究支援室職員 2 名（交代制）、教育補助職員（チューター） 3 名、図書館職員 6 名（業者委託）および警備員 4 名（業者委託）、清掃員 3 名（業者委託）を配置し、万全の支援体制を執っている。【解釈基準 9－1－2－1】

また、スタッフ・ディベロップメントを適切に行っている。《別添資料 4 0 「事務組織図」、別添資料 4 1 「事務室座席配置図」、別添資料 4 3 「事務職員研修記録」参照》
【解釈基準 9－1－2－2】

基準 9-1-3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

（基準 9-1-3 に係る状況）

大学評議会において決定した予算編成方針に基づき、法科大学院における教育活動等を適切に実施するために必要な教育研究経費について予算配分を行っている。

【解釈指針 9-1-3-1】

平成19年度資金収支内訳表の実務法学研究科部門において、収入の部合計2億6,536万円に対し、教育研究費支出は1億6,888万円（63.6%）となっており、法科大学院の教育活動等の維持および向上を図るために使用することができるよう配慮している。

《資料 9-1 参照》 **【解釈指針 9-1-3-2】**

各年度の予算については、研究科委員会で決定された予算要求書を予算会議（学長・財務担当理事・事務局長・学部長理事で構成）で精査した後、予算会議において予算要求内容に対するヒアリングを実施し、法科大学院の運営に係る財政上の事項について、法科大学院の意見を聴取する機会を設けている。 **【解釈指針 9-1-3-3】**

資料 9-1 「法科大学院予算・決算」

（単位：円）

科 目	平成 19 年度			平成 20 年度
	予算	決算	差異	予算
消耗品費支出	3,666,000	1,593,065	2,072,935	3,398,000
旅費交通費支出	1,400,000	594,010	805,990	1,200,000
通信運搬費支出			0	300,000
印刷製本費支出	5,550,000	3,672,699	1,877,301	6,004,000
新聞雑誌費支出	3,328,000	2,578,485	749,515	3,237,000
修繕費支出	200,000	68,596	131,404	200,000
会議渉外費支出	550,000	45,220	504,780	550,000
支払報酬手数料支出	45,027,000	35,602,628	9,424,372	38,047,000
賃借料支出		109,620	△ 109,620	
学生厚生費支出	195,000	146,162	48,838	188,000
その他雑費支出	50,000	0	50,000	40,000
小 計	59,966,000	44,410,485	15,555,515	53,164,000
教育研究用機器備品支出	300,000	467,460	△ 167,460	300,000
図書支出	10,000,000	6,842,268	3,157,732	8,500,000
小 計	10,300,000	7,309,728	2,990,272	8,800,000
合 計	70,266,000	51,720,213	18,545,787	61,964,000

（出典：「学校法人神戸学院予算書・決算書」）

9-2 自己点検及び評価

基準 9-2-1

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

(基準 9-2-1 に係る状況)

毎年自己点検を行い、教育水準の維持向上と本法科大学院の目的、社会的使命を果たしていることをウェブサイト (<http://www.ls.kobegakuin.ac.jp/~ls/jikotenken2006.html>) に公表している。

これは、次に掲げる「実務法学研究科自己点検評価制度委員会細則」に基づき、評価活動を実施した結果である。《資料 9-2 参照》

資料 9-2 「実務法学研究科（法科大学院）自己点検評価制度委員会細則（抜粋）」

(目的)

第1条 本研究科の教育活動、研究活動、院生援助活動、管理運営、財政・施設設備状況について、自己点検・評価を行うために、自己点検評価制度委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる任務に関して協議策定し、自己点検・評価を実施する。

- (1) 自己点検・評価項目に関すること
- (2) 自己点検・評価の実施方法に関すること
- (3) 自己点検・評価の実施体制(実施組織)に関すること
- (4) 自己点検・評価の結果の活用に関すること
- (5) その他自己点検・評価に関して必要なこと

(構成)

第3条 委員会は、次の委員をもつて構成する。

- (1) 研究科長
- (2) 教育活動委員 1 名
- (3) 研究活動委員 1 名
- (4) 院生援助活動委員 1 名
- (5) 管理運営(図書・施設)委員 1 名
- (6) F D 委員 1 名

2 委員会の委員長は研究科長とする。

3 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(運営)

第4条 委員会は、委員長が招集し議長となる。

2 委員長に支障あるときは、予め委員長が指名する委員が委員長の職務を代行する。3 委員会は、委員の過半数の出席で成立する。

4 委員会は、出席者の合意に基づき運営する。

(事務)

第5条 委員会の事務は研究科長が統括する。

(出典：「法科大学院規則集31頁」)

基準 9－2－2

自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

（基準 9－2－2 に係る状況）

前記細則に基づき法科大学院内部で独自の自己点検評価制度委員会を設け、以下に記載する「自己点検評価書」目次記載の項目を設定し、自己点検評価制度委員会細則を定め、自己点検を行う実施体制を整えている。《資料 9－2、資料 9－3 参照》【解釈基準 9－2－2－1】

資料 9－3

目 次

I 対象法科大学院の現況及び特徴

II 目的

III 章ごとの自己評価

第1章 教育目的

第2章 教育内容

第3章 教育方法

第4章 成績評価及び修了認定

第5章 教育内容等の改善措置

第6章 入学者選抜等

第7章 学生の支援体制

第8章 教員組織

第9章 管理運営等

第10章 施設、設備及び図書館等

（出典：「自己評価書 目次欄」）

基準 9-2-3

自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

(基準 9-2-3 に係る状況)

自己点検・評価の結果をふまえ、教育活動等の改善に供するため、FD 委員会を設置し、FD 委員会主導により教育方法研究会で検討・改善を図っている。2006 年度は、8 月 29 日(火)に「授業改善について」をテーマに実施した。2007 年度は、8 月 31 日(金)に「さらなる授業改善について」をテーマに実施した。【解釈基準 9-2-3-1】また、FD の問題点が出てくるたびに、それに即応する FD 委員会を、開催している。また、自己点検委員会で FD に関わる問題点が発見されれば、FD 委員会で対応している。これらは、以下の「教育改善(FD)委員会規定」に基づく日常の行動である。《資料 9-5 参照》

資料 9-5

教育改善(FD)委員会規定(抜粋)

(設置目的)

第1条 神戸学院大学大学院実務法学研究科における個々の教育職員の教育改善への努力工夫を集約し、それを本研究科全体に反映させるとともに、個々の教育職員の教育改善の努力を一層促進させるための支援体制の整備を教育職員・事務職員の協働によって行い、よって本研究科の教育活動全体を常に活性化させること(以下、これをFDという。)を目的として、神戸学院大学大学院実務法学研究科教育改善(FD)委員会(以下、委員会という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は次の各号に掲げる事項を任務とする。

- (1) 教育方法研究会の開催及び教育方法の提言と指導
- (2) 授業評価方法の改善、その実施及び授業の分析
- (3) 教育支援体制の整備・拡充
- (4) 法学部FD活動との連携・調整
- (5) 活動報告書の編纂・公表
- (6) その他FDに関する一事項

2 前項1号に定める教育方法研究会は教育職員・事務職員全員参加で開催する。

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科評議員2名
- (3) 研究科教育職員から選出された委員2名
- (4) 研究科事務職員から選出された委員1名

2 委員会の委員長は研究科長とする。

3 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(運営)

第4条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

- 2 委員長に支障あるときは、予め委員長が指名する委員が委員長の職務を代行する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席で成立する。
- 4 委員会は、出席委員の合意に基づき運営する。
- 5 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させて意見を聴くことができる。
(事務)

第5条 委員会の事務は研究科長が統括する。

(出典：「法科大学院規則集30頁」)

また、具体的な活動は、以下の「法科大学院 FD 活動大綱」に基づく。《資料9－6参照》

資料9－6

法科大学院FD活動大綱

1. 神戸学院大学大学院実務法学研究科において、概要以下のFD活動を実施し、その成果を原則として公表するものとする。
2. FD活動の具体的内容、スケジュール、報告書の作成および公表方法等については、実務法学研究科FD活動委員会においてこれを決定し実行する。
3. 実務法学研究科におけるFD活動は、教育活動に対する評価に基づく教育改善、およびより効果的な教育方法の開発・研究をその目的とする。
4. 教育活動評価
 - (1) 教育活動評価は、以下を対象とする。
 - ①各授業科目における教育とその成果(講義内容・方法、試験内容・方法および成績評価を含む)
 - ②授業科目相互間における連携的教育とその成果
 - ③学期・学年を通じた連携的教育とその成果
 - ④学生による質問および疑義等への対応的教育とその成果
 - ⑤チューターを用いた教育とその成果
 - ⑥その他
 - (2) 教育活動評価は以下の方法による。
 - ①教員相互による評価
 - ②受講生による評価
 - ③教員自身による分析
 - a.講義のビデオ録画と分析
 - b.ティーチングのポートフォリオ作成
 - c.授業記録の作成
 - ④第三者評価
 - ⑤その他
5. 教育方法研究
 - (1) 教育方法研究は以下を対象とする。
 - ①講義方法
 - ②教材
 - ③試験方法

- ④成績評価方法
- ⑤連携的教育方法
- ⑥その他

(2) 教育方法研究は以下の方法による。

- ①講演会・パネリスト討論会の開催
- ②公開模擬授業の実施
- ③教育方法検討会の開催
- ④学生との意見交換会の開催
- ⑤その他

(出典：「法科大学院FD活動大綱」)

基準 9－2－4

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

（基準 9－2－4 に係る状況）

2007 年度、2 度にわたり本学法人関係者以外の者による検証を行うため、外部評価委員会制度が確立され、委嘱して検証した。構成員は、法科大学院の教育に関し広く高い見識があり、法律実務に従事した経験のある者を含む 3 名である。《別添資料 2 3 「外部評価委員会指摘事項とそれへの対応」参照》【解釈基準 9－2－4－1】

9－3 情報の公表

基準 9－3－1

法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

（基準 9－3－1 に係る状況）

法科大学院における教育活動等の状況について法科大学院案内を刊行し、ウェブサイトにおいて随時開示を行い、また大学院説明会によって、積極的に情報を提供している。

《別添資料 2「法科大学院案内（2009 年度）」、別添資料 3「法科大学院ウェブサイト」、別添資料 2 5「入試説明会一覧」参照》

さらに「平成 20 年度法科大学院の現状」も法科大学院ウェブサイトに公開し、広く社会に周知できるようにしている。《別添資料 4 5「法科大学院の現状（2008 年度）」参照》

基準 9－3－2

法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

（基準 9－3－2 に係る状況）

重要事項を記載した文書の公表を法科大学院案内で行っている。概要は、以下の通りである。

- （1）設置者：神戸学院大学
- （2）教育上の基本組織：神戸学院大学法科大学院
- （3）教員組織：専任教員 18 名他、兼担、客員教授（2008 年 5 月 1 日現在）
- （4）収容定員：180 名 在籍者数： 92 名（2008 年 5 月 1 日現在）
- （5）入学者選抜：前期日程、後期日程、一般選抜・社会人特別選抜
- （6）標準修了年限：3 年
- （7）教育課程および教育方法： 既修者 2 年、未修者 3 年で、ロイヤーになるための教育について段階を踏んで教育している。また、ホーム・ドクター的法曹と先端的領域を担う法曹を目指す院生に、必要な教育を、ソクラテス・メソッド、ロールプレイ方式、エクスターン教育を含め、少人数で実践的に行っている。
- （8）成績評価および課程の修了： 厳格な成績評価を、公正な評価基準の下で行っている。
- （9）学費および奨学金等の学生支援制度： 課程修了まで変わらない学費を公開し、関西における私立大学としては最も廉価な学費となっている。院生には指導担任制度のもと、履修等につき適切なアドバイスを行い、チューター制度のもと初学者にも対応している。支給奨学金、貸与奨学金、同窓会貸与奨学金によって手厚い奨学金制度となっている。
- （10）修了者の進路および活動状況：2007 年 3 月修了者 18 名。新司法試験 11 名受験。（短答式合格 7 名、最終合格 4 名）。

《別添資料 2 「法科大学院案内（2009 年度）」 1～26 頁、別添資料 1 8 「入学試験要項（2009 年度入試用）」 1～13 頁参照》

9-4 情報の保管

基準 9-4-1

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

（基準 9-4-1 に係る状況）

自己点検および評価に関する文書並びに法科大学院案内等、公表に係る文書は、法科大学院事務室で保管している。【解釈基準 9-4-1-1】

評価の際に用いた情報については、神戸学院大学文書取扱規程に基づき、法科大学院事務室において、評価を受けた年から少なくとも5年間保管することとしている。《資料 9-7》【解釈基準 9-4-1-2】

また、評価機関の求めがあれば、すみやかに提出できるよう、法科大学院事務室で保管する。【解釈基準 9-4-1-3】今後も評価の基礎となる情報について、適宜、調査および収集を行い、保管する。

資料 9-7 「神戸学院大学文書取扱規程（抜粋）」

（目的）

第1条 この規程は、文書の取り扱いについて基本的事項を定め、事務処理の適正・確実と能率の向上を図ることを目的とする。

（文書の定義）

第2条 この規程において、文書とは、業務上必要なすべての書類及び記録をいう。

（取り扱いの原則）

第3条 文書の取り扱いに関しては、その処理の迅速と正確を期し、その責任の所在を明らかにする。
2 機密を要する文書は、特に慎重に取り扱い、散逸することがあつてはならない。

（文書の整理及び保存）

第14条 文書は、当該部局において、文書保存年限区分表（別表2）により、年度別に分類及び保存する。保存期間が10年以上の文書については、保存文書目録に記入するとともに、この旨を毎年度、総務部総務事務グループに報告する。

（出典：「神戸学院大学規則集」）

2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点

情報の公表につき、法科大学院のスタッフ全員に、正確でタイムリーな情報開示の徹底が、浸透している。コンプライアンスの基本である開示によって、社会に理解を得ることに努めている。

また、本学教職員以外の識者による、いわゆる「外部評価」を2007年度に実施した。

改善を要する点

該当なし。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設の整備

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

（基準10-1-1に係る状況）

法科大学院学舎は、学部のあるポートアイランドキャンパス（神戸市中央区港島1丁目1番3）と有瀬キャンパス（神戸市西区伊川谷町有瀬518番）とは離れた神戸市長田区西山町に存し、延床面積は約7540平方メートルで、学部学舎とは完全に独立した形で設けられた法科大学院の専用学舎であり、専用図書館を含んでいる。【解釈指針10-1-1-6】。

法科大学院学舎内に設けられた諸施設の種類・規模と配置について詳しくは、《別添資料29「法科大学院校舎図」参照》のとおりであるが、主要なものは次のとおりである。まず、講義・演習（総合科目）を行うための教室として、大講義室3室（約133㎡～159㎡で、最大65名収容可能）、小講義室4室（約70㎡～73㎡で、最大25名収容可能）がある。加えて、民・刑事の模擬法廷が実習可能な法廷教室1室（105㎡）、ラウンドテーブル法廷教室1室（約68㎡）が用意されている。現状の同時限展開数は最大で4科目であるので教室運営には十分余裕がある【解釈指針10-1-1-1】。

いわゆる研究室は20室（約23㎡～25㎡）あり、専任教員には各1室ずつ割り当てられている。非常勤教員の授業準備等のためには非常勤講師控室（約92㎡）を用意しており、キャレルデスク5台と随時使用可能なパソコン・プリンター3式が装備されている。非常勤講師控室は授業期間中常時少なくとも1名の職員が配置されている教育準備・研究支援室の隣に位置し、専任教員のみならず非常勤教員の教育活動の支援にあたるよう配慮している。【解釈指針10-1-1-2】。

学生との面談スペースとしては、各専任教員の研究室のほかに、教育・研究指導室（約7㎡）を4室用意している。【解釈指針10-1-1-3】。

事務室は、1階玄関脇の一室に集めており、学生対応の一元化を図っている。【解釈指針10-1-1-4】。

学生の自習は、主として学舎内に設けられた開架式図書館の閲覧室と、それに接する自習室2室とパソコン室とで行うことが想定されており、そこでは単に図書を提供するだけでなく、設置されたコンピュータ等を通じ自由に情報を収集し有効に自主的学習が行えるよう設計されている。図書館の開館時間は月～土が8:00～23:00、日・祝が9:00～21:00であり、閲覧室には126席（その内、個別ブース39席）、自習室には43席（すべてノートパソコン利用可）、パソコン室には52席（その内デスクトップパソコン利用可が40席）がそれぞれ設けられており、学生の自習に使用されている。《別添資料26「LIBRARY GUIDE」参照》また、学生の自主的な勉強会等、議論を交わしあいながらともに自習できるスペースとして大小2つの教室（206号教室、210号教室）を随時使用できるよう開放している。【解釈指針10-1-1-5】。

10-2 設備及び機器の整備

基準10-2-1

法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

(基準10-2-1に係る状況)

教室に備え付けられた設備・機器は、《別添資料45「教室仕様一覧」参照》のとおりである。

専任教員の各研究室には少なくとも各1台のパソコンが配備され、学舎3階の研究室エリアにはコピー機1台が設置されている。非常勤教員は、控え室に配備されたパソコン(3台)を使用することができる。

事務室においても、職員に各1台のパソコンが配備されるとともに、事務室内に多機能コピー機1台が設置されている。

学生においては、パソコン室に配備のコンピュータを使用することができ、そこで得た情報のプリントアウトは無料である。また、学生が利用可能なコピー機が1台設置されており、1人年間1200枚まで無料で利用できる。

その他、教育・事務等共通で印刷室に印刷機、紙折り機、裁断機、帳合機などが設置されており、教育・研究その他業務を効果的に行えるよう整備されている。

10-3 図書館の整備

基準10-3-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

(基準10-3-1に係る状況)

本学の法科図書館は、法科大学院開設にあわせ、10万冊の図書収容能力をもつ法科大学院専用図書館として新設されたものである。法科図書館は、法律に関するあらゆる文献・資料を紙媒体のみならず電子媒体をも含めて収集・整理し、法科大学院学生・教職員等関係者の利用に供している。【基準10-3-1-1】。

神戸学院大学には、有瀬キャンパスとポートアイランドキャンパスにも図書館があり、法学部開設からすでに50年近くの歴史を有するため、その間に収集蓄積された法律関係の図書・雑誌は相当数に達している。もっとも、法科図書館の所蔵資料は法科大学院開設とともに新たに集めたものがほとんどであり、2007年度末の所蔵数は、図서가15,166冊、雑誌が134種類、紀要45誌、新聞6紙である。法律の専門図書館としてはまだまだ不足しているといわざるをえないが、法科大学院における学習に必要な図書・判例集・法律雑誌はほぼ所蔵されている《別添資料46「法科大学院図書館蔵書状況」参照》。法科図書館に所蔵のない図書は、学内相互貸借システムで有瀬図書館およびポートアイランド図書館から借り出すことができ、雑誌のバック・ナンバーで欠号部分については電子媒体によってできるだけアクセスできるように補っている。【基準10-3-1-4】。

法科図書館所蔵資料の選定は、開設時以来継続して充実のための特別予算が設けられてきており、法科大学院図書委員会を中心に学生の要望も聞きながら進めてきた。また、大学全体の図書館運営委員会にも法科大学院から委員が出ており、図書館相互の連携利用につき常に話し合う機会が設けられている。《別添資料47「図書館運営委員会規定」参照》【基準10-3-1-5】。

法科図書館の運営管理業務は、図書館業務について豊富な経験とノウハウを有する専門業者に委託している。委託契約において、法律の専門図書館としての役目を果たせるように、司書資格を有するスタッフのみならず、法情報調査に詳しい職員が配置されるようになっている。実際、法科図書館配属のスタッフはすべて司書の資格を有しており、また法情報調査についての研修がスタッフ全員を対象にして実施されている。【基準10-3-1-3】。法科図書館には図書館業務の専門能力を備えたスタッフが配置されており、教員による教育・研究、学生の学修を支援する体制を可能としている。【基準10-3-1-6】

法科図書館入口には、入退館システム(Book Detection System)が設けられ所蔵資料の管理が図られ、入口のすぐ横には受付があり、深夜を除いて常時複数の職員が待機し、貸出しや相互貸借サービス、学生・教員の資料検索のサポート・サービスを行っている。【基準10-3-1-2】。

なお、法科図書館は、単に図書を提供する場所としての位置づけでなく、図書館内に設置されたコンピュータを通じて自由に情報を収集し、様々なやり方での自主的学習に使える場所としても設計されている。先述のように開館時間も比較的長く、静かに自習できるエリアと、パソコンを利用して学習できるエリアとに分けられ、多様なニーズに応えるようになっている。また、法科図書館併設のパソコン室からは、インターネット・

アクセスや図書館蔵書検索はもちろんのこと、判例・文献データベースの検索、また PDF 化された雑誌のデータベースも利用可能である（《別添資料 4 8 「電子資料（契約データベース）」》参照）。法科図書館には AV 室も併設されており、ビデオや DVD などのメディアを視聴して学習することができる座席も 16 席用意されている。【基準 1 0 - 3 - 1 - 7】。

2 優れた点及び改善を要する点等

優れた点

優れた点として、以下のことをあげておきたい。

第一に、大小の講義室はいずれも、双方向的な対話形式の授業を想定して設けられており、机が教卓を中心に扇状に配置され、後方の座席を前方より高く設置している。これにより双方向型授業がより有効に行われるよう配慮されている。また、授業におけるビデオやDVDなどのメディアの活用、コンピュータによるプレゼンテーションや資料の提示を行うことができるよう、ホワイトボード以外に100インチのスクリーンを備え、天井の液晶プロジェクタから投影できるようになっている。さらに将来は学生一人一人がノートパソコンを前にした授業も一般化してくるものと思われることから、すべての席にネットワークコネクタと電源が設けられており、パソコンを利用して外部の情報を入手し指定された資料を表示しながら有効に学習できる環境が用意されている。

第二に、法廷教室として、一般の法廷を模した法廷教室だけでなく、円卓のあるラウンドテーブル法廷教室をも設けている。民事事件の実際をロールプレイで体験することができる。なお、法廷教室には、34席の傍聴席のほか、裁判官席の背に合議室も設けられており、かつ合議室における合議の様子がビデオカメラを通じて法廷内のテレビで見ることが可能になっている。なお、裁判員制度の実施を想定して、それに即した形での法廷教室の改修工事を行った。

第三に、学生と教員の面談スペースとして、常勤専任教員・非常勤教員を問わずに利用できる教育指導室を4室設けており、そこではネットワークの利用も可能である。

第四に、教育活動を支援するために、常勤専任教員・非常勤教員を問わず利用できる教育準備・研究支援室が設けられており、コンピュータ、カラープリンタ、コピー機、印刷機など教材作成用の機材が設置されるとともに、そこで作成された教材は、学生個人のメールボックスに確実に配布されるようになっている。

第五に、学生の自習設備として、各個人が静かな環境で自習できるエリアと、パソコンの使用を伴いながら自習できるエリア、加えて、複数の学生が議論を交えながら自主的学習をする部屋を設けており、様々な形での自習に対応できるようにしている。

第六に、法科図書館は、単に図書を提供する場所としてだけでなく、図書館内に設置されたコンピュータを通じ情報を収集し、様々なやり方での自習に使える場所としても設計されている。先述のように開館時間も比較的長く、静かに自習できるエリア、パソコンを利用して学習できるエリアとに分けられ、多様なニーズに応えるようになっている。図書館併設のパソコン室からは、インターネット・アクセスや図書館蔵書検索はもちろんのこと、判例・文献データベースの検索、またPDF化された雑誌のデータベースも利用可能である。図書館にはAV室も併設されており、ビデオやDVDなどのメディアを視聴して学習することができるようになっている（16席）。

改善を要する点

改善を要する点として、次のことをあげておきたい。

法科図書館は、法科大学院開設以来、平日については午前8時から午後11時まで、日曜祝日については午前9時から午後9時まで開館し、学生の勉学に供している。これに対し、24時間開館を希望する学生の要望も継続して出されてきている。図書館の開閉館時間については検討課題として記しておく必要がある。

大学資料番号等

【別添資料】

1. 履修の手引 I (2008 年度)
2. 法科大学院案内 (2009 年度)
3. 法科大学院ウェブサイト
4. ガイダンススケジュール
5. ガイダンス配布資料一覧
6. 法学部履修の手引
7. 授業時間割 (2007 年度)
8. 授業時間割 (2008 年度)
9. 休講・補講状況一覧 (2007 年度)
10. 科目等履修生募集要項
11. 法科大学院規則集
12. エクスターンシップ実施要領
13. エクスターンシップ参加者一覧
14. 学生の履修登録状況 (2007 年度)
15. 定期試験監督執務要領 (2007 年度)
16. 定期試験時間割 (2007 年度)
17. 年度別進級 (終了) 状況
18. 入学試験要項 (2009 年度入試用)
19. 授業参観科目一覧・授業参観報告書用紙 (2007 年度)
20. 学生授業評価アンケート〔授業評価〕集計結果・アンケート用紙 (2007 年度)
21. 学生授業評価アンケート〔定期試験・成績評価〕集計結果・アンケート用紙 (2007 年度)
22. 外部評価委員会開催通知
23. 外部評価委員会指摘事項とそれへの対応
24. 研究者と実務家の研究会報告書
25. 入試説明会一覧
26. LIBRARY GUDE
27. 神戸学院大学情報倫理指針 (コンピューター・ネットワークの仲間になるために)
28. パソコン室ガイダンス (法情報検索) の概要
29. 法科大学院校舎図
30. チューターシフト表
31. 相談室のご案内
32. 人権問題委員会規程
33. ハラスメント防止委員会規程
34. ハラスメント防止と根絶に向けて
35. パラレル
36. 学生との懇談会開催案内
37. 客員教授 (国内) 規則
38. 海外研究員規程
39. 国内研究員規程
40. 事務組織図
41. 事務室座席配置図
42. 大学院委員会規則
43. 事務職員研修記録
44. 法科大学院の現状 (2008 年度)
45. 教室仕様一覧
46. 法科大学院図書館蔵書状況

47. 図書館運営委員会規程

48. 電子資料（契約データベース）

【必須資料】

49. シラバス（履修の手引Ⅱ〔2007年度〕）

50. シラバス（履修の手引Ⅱ〔2008年度〕）

51. 成績評価基準（履修の手引Ⅰ〔2007年度〕、7～8頁）

52. 成績分布データ（2007年度）

53. 別紙2

別紙様式1 開講授業科目一覧（2008年5月1日現在）

別紙様式2 学生数の状況（各年度5月1日現在）

別紙様式3 教員一覧（2008年5月1日現在）

別紙様式4 科目別専任教員数一覧（2008年5月1日現在）